

公 告 書

令和 5 年 6 月 21 日

事業計画者 丸又鋳業株式会社

代表取締役 小久保 節儀

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき事業計画書を作成いたしましたので、条例第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり公告を実施し、条例第 23 条第 2 項第 9 号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は本事業計画について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

1. 事業計画の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

名 称	丸又鋳業株式会社
代 表 者	小久保 節儀
主たる事務所	三重県鳥羽市白木町 18 番地の 31
連絡先	0599-25-6017

2. 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画及び処理施設の種類並びに処理する廃棄物の種類

目 的	弊社は現在木くずのチップ化を行っておりますが、 現有の機械では口径の大きな木くずを破碎するのに時間がかかり効率が悪くなっております。 このため、口径の大きな木材も効率的に破碎できる 破碎機を導入しこの機械で粗破碎を行い現破碎機で2 次破碎を行う計画です。
計 画 地	三重県鳥羽市白木町字北ノ谷 18 番 31 他 4 筆
処理施設の種類	破碎施設
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	処理能力：33.34 t /時間 266.7 t /8 h（日） 産業廃棄物の種類：木くず

3. 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦 覧 の 場 所	三重県鳥羽市白木町 18 番地の 31 丸又鋳業株式会社 事務所 鳥羽市役所 環境課
-----------	--

縦覧の開始予定日	令和5年5月29日(月)
縦覧時間	8時00分から17時00分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

4. 説明会の開催

日 時	令和5年6月13日(火)13時
場 所	三重県鳥羽市白木町18番地の31 丸又鉱業株式会社
説明会開催結果	出席者 0名

5. 意見書の提出期限、提出先

提出期限	令和5年7月14日(金)
提出先	〒511-0232 三重県鳥羽市白木町18番地 丸又鉱業株式会社
提出方法	持参又は郵送 ※提出期限日必着 (持参の場合土曜日・日曜日・祝日を除く)
様 式	規定なし

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
再意見の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面(以下「再意見書」という。)を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面(以下「再意見書」という。)を作成し、縦覧に供します。
備 考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のホームページ(http://www.marumata-t.co.jp/)に掲載します。

破碎施設（木くずの破碎）の追加に係る 地元説明会結果報告書

住所 鳥羽市白木町18番地の31
氏名 丸又鋳業株式会社
代表取締役 小久保 節儀

破碎施設（木くずの破碎）の追加に係る説明会を下記の通り開催しました、概要と結果は下記のとおりです。

記

説明会の日時 令和5年6月13日 午後1時から17時まで
説明会の場所 鳥羽市白木町18番地の31
丸又鋳業株式会社 事務所
説明会出席者 0名
説明の内容
設置場所 鳥羽市白木町字北ノ谷18番31他4筆
処理施設の種類 木くずの破碎施設
処理能力 33.34 t/h 266.7 t/日

以上

中間処理施設に係る事業計画

基本計画	種類	法許可	処理能力	1日の稼働時間
	施設の内容	破砕施設	⑤・不要 33.34 t/h 266.7 t/日	8H/日
		要・不要	t/日	H/日
		要・不要	t/日	H/日
基本計画	施設使用開始予定日		年 月 日 ~ 法手続き終了後	
	1日平均中間処理量、及び搬入・搬出車両台数 (取扱廃棄物ごとに記入)		一日平均中間処理量 20 t 搬入 10 t車 2台 搬出 10 t車 2台	
	技術管理者 又は 施設管理責任者	氏名	杉原徹男	
		資格内容	経験年数23年	
処理計画	廃棄物	マニフェスト等により廃棄物を確認し受入場所にて受入をおこなう。		
	受入れの方法	添付書類： <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添-配置図 のとおり)		
	処理の方法	処理フローのとおり破砕をおこなう。 添付書類： <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添-処理フローのとおり)		
	処理後の産業廃棄物または処理方法の処理方法等			
	処理後の産業廃棄物または再生品の種類	チップ		
	発生量 (t/月又はm³/月)	440 t/月	t/月	t/月
処理方法	埋立処分 中間処分 <u>売却</u> エフオン 和歌山県新宮市佐野字下地 2140-1	埋立処分 中間処分 売却	埋立処分 中間処分 売却	

受入基準

1. 木くず以外の廃棄物が混入している場合は受け入れない。
2. 悪臭を発生する木くずは受け入れない。
3. 化学物質等に汚染されたものは受け入れない。
4. 腐敗した木くずは受け入れない。
5. 放射能に汚染されたものは受け入れない。

生活環境への影響度に関する計画

1. 騒音対策

騒音元となる破砕機を深さ 4.0mの地下内に設置することにより騒音の低減を図る。
なお、施設の稼働に当たって扉を閉鎖して行うこととする。

2. 振動対策

振動対策については、破砕機を堅固な基礎上に設置し、振動の発生を抑制することとします。

3. 悪臭対策

木くずを破砕する計画であり、悪臭が発生することは考えられません。

4. 粉塵対策

粉塵対策として飛散しないよう建屋内で作業を行う計画です。

5. 飛散流出防止対策

飛散流出について建屋内であり、またピット内で稼働することにより飛散流出はありません。

6. 雨水対策

敷地から国道 167 号線には勾配が付いており、また西側には 300×300 の側溝があり敷地内に雨水が流入することはありません。

生活環境影響調査の対象としなかった項目

およびその理由

本生活環境影響調査において調査対象しなかった項目とその理由を次に示す。

調査対象として選定しなかった項目とその理由

調査事項	選定しなかった項目と理由
運搬車両の走行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質 (SPM)	進入道路 1 日の車両交通量により二酸化炭素、浮遊粒子状物質 (SPM) についての影響はあると考えられます。国道 167 号線の交通量は 10,344 台であります。弊社の 1 日あたりの搬入・搬出車両 (予定) は 1 日 2 台程度と考えております。廃棄物の搬入・搬出の交通量による環境負荷にかかる影響は微少であり、運搬車両の走行による二酸化窒素、及び浮遊粒子物質が大きく変化することはないと考えられるため調査項目としては選定しなかった。
水質汚濁	当施設は破碎工程のみで汚水の発生ありません。このため調査項目としては選定しなかった。
運搬車両の走行による騒音	主要搬入道路である国道 167 号線は 1 日の交通量が約 10,000 台と多く弊社の搬入・搬出車両は約 2 台以下である。車両の走行による騒音の影響は僅少であり、走行車両の騒音の影響については選定しなかった。
運搬車両の走行による振動	上記と同様で、振動の影響は僅少であり、走行車両の影響は選定しなかった。
粉じん	粉じんについては、破碎に伴う粉塵が考えられますが、破碎は屋内でおこなうことで粉塵発生を防止することから、調査項目として選定しなかった。
悪臭	悪臭の発生施設ではありません。このため調査項目としては選定しなかった。

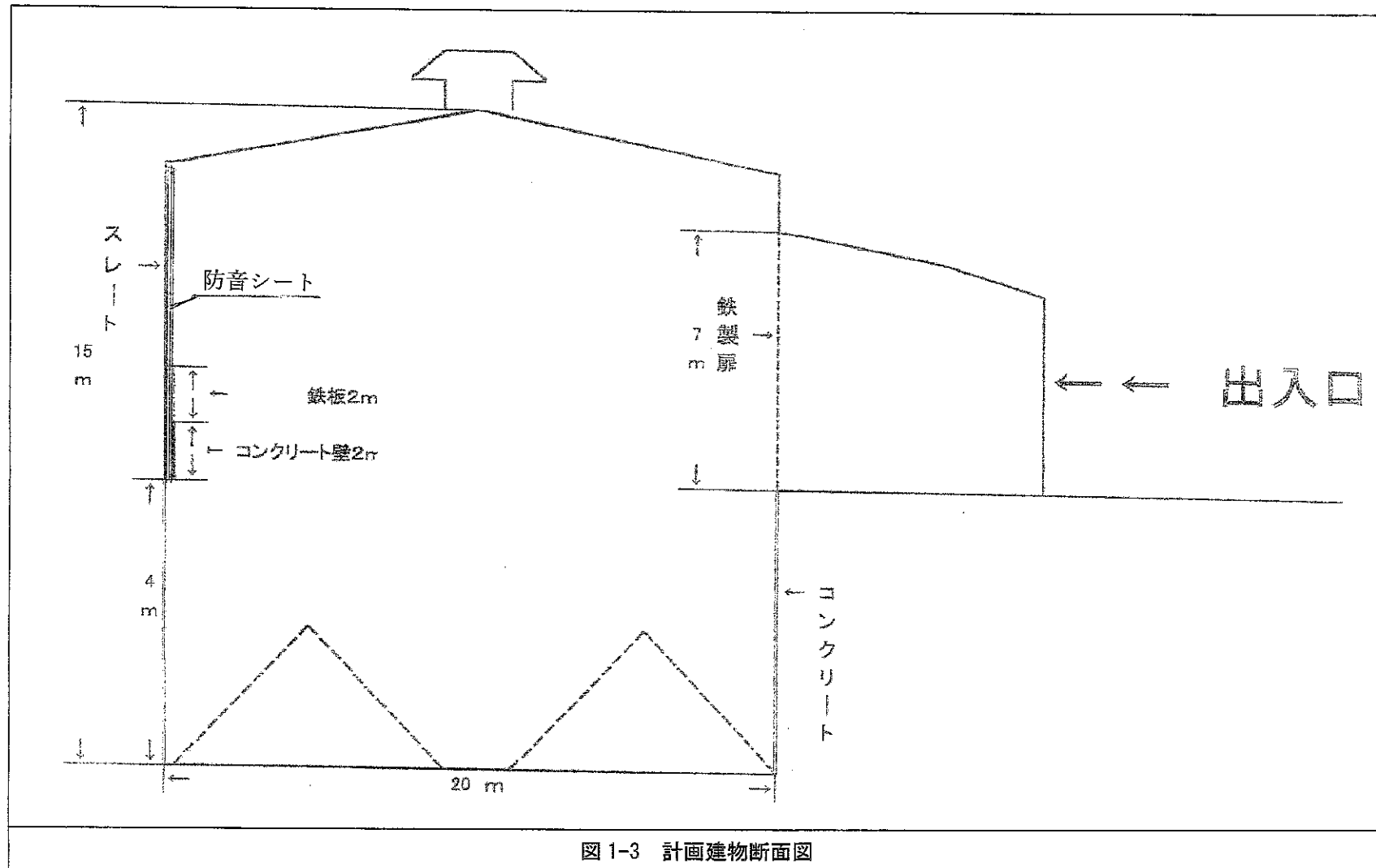


図 1-3 計画建物断面図



BR120T 既設破砕機
 HB-180IV 今回申請機械

- 境界杭凡例
- ⊗ : プラスチック杭
 - ⊙ : 金属杭
 - ◇ : プレート

鳥羽市白木町 地内			
図面名称		施設配置図	
縮尺	1/300	作成日	2022.11.
作成者	〒510-8101 三重県三重郡朝日町大字桐生718番地		
	山本行政書士事務所		
	行政書士 山本正人		
	TEL 059-377-2305 FAX 059-377-2314		
番号			

公 告 書

令和 5 年 5 月 29 日

事業計画者 丸又鋳業株式会社

代表取締役 小久保 節儀

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき事業計画書を作成いたしましたので、条例第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり公告を実施し、条例第 23 条第 2 項第 9 号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は本事業計画について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することができます。

1. 事業計画の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

名 称	丸又鋳業株式会社
代 表 者	小久保 節儀
主たる事務所	三重県鳥羽市白木町 18 番地の 31
連 絡 先	0599-25-6017

2. 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画及び処理施設の種類並びに処理する廃棄物の種類

目 的	弊社は現在木くずのチップ化を行っておりますが、 現有の機械では口径の大きな木くずを破碎するのに時間がかかり効率が悪くなっております。 このため、口径の大きな木材も効率的に破碎できる 破碎機を導入しこの機械で粗破碎を行い現破碎機で 2 次破碎を行う計画です。
計 画 地	三重県鳥羽市白木町字北ノ谷 18 番 31 他 4 筆
処理施設の種類	破碎施設
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	処理能力：33.34 t / 時間 266.7 t / 8 h（日） 産業廃棄物の種類：木くず

3. 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦 覧 の 場 所	三重県鳥羽市白木町 18 番地の 31 丸又鋳業株式会社 事務所 鳥羽市役所 環境課
-----------	--

縦覧の開始予定日	令和5年5月29日(月)
縦覧時間	8時00分から17時00分 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

4. 説明会の開催

日 時	令和5年6月13日(火) 13時
場 所	三重県鳥羽市白木町18番地の31 丸又鋳業株式会社

5. 意見書の提出期限、提出先

提出期限	令和5年7月14日(金)
提出先	〒511-0232 三重県鳥羽市白木町18番地 丸又鋳業株式会社
提出方法	持参又は郵送 ※提出期限日必着 (持参の場合土曜日・日曜日・祝日を除く)
様 式	規定なし

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
再意見の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面(以下「再意見書」という。)を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社見解を記載した書面(以下「再見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
備 考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のホームページ(http://www.marumata-t.co.jp/)に掲載します。

事業計画書

令和5年5月16日

三重県知事 様

事業計画者 住所 鳥羽市白木町18番地の31
 氏名 丸又鉱業株式会社
 代表取締役 小久保 節儀
 電話番号 0599-25-6017

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	破砕施設（木くずの破砕）の追加
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	鳥羽市白木町字北ノ谷18番31他4筆
産業廃棄物の処理施設の種類	破砕施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	木くず
産業廃棄物の処理施設の処理能力	33.34 t/h 266.7 t/日
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	別紙のとおり
産業廃棄物の処理施設の処理方式	2軸破砕
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別紙のとおり
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	該当なし
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	別紙騒音・振動計算書のとおり
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	悪臭の発生は予測されない。 建物壁面及び防音シートにより騒音を防止する。 堅固な基礎上に設置し、振動対策を図る。
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	別紙のとおり

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	騒音 60 dB 振動 65 dB	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当なし	
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	別紙のとおり(別紙5-2)	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	令和5年6月13日 13時00分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	予定場所：丸又鋳業株式会社事務所 住所：鳥羽市白木町18番地の31 収容人数：4名
	周 知 の 方 法	事業概要書を作成し、事前に各戸へ配布
事業計画書を公告及び縦覧する方法	公 告 の 方 法	丸又鋳業株式会社ホームページに記載 http://www.marumata-t.co.jp/
	公 告 予 定 日	令和5年5月29日
	縦 覧 場 所	丸又鋳業株式会社事務所 住所：鳥羽市白木町18番地の31 鳥羽市役所環境課
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和5年5月29日
	縦 覧 時 間	8時00分～17時00分
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	搬入時間：午前8時から午後5時 搬出時間：同上 方法及び経路：国道167号線よりトラックにより搬入及び搬出する	
産業廃棄物の処理施設を使用する日時	日曜日、祝日、正月、盆休み以外 午前8時から午後5時(休息1時間)	
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況	騒音・振動規制法届出 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく粉じんに係る指定施設の届出	
事業計画者の連絡先	担 当 部 署	行政書士山本正人
	T E L	059-377-2305
	F A X	059-377-2314

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力(最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域(産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水(雨水及び従業員等の生活排水を除く。)を放流する場合は、放流地点を含む。)を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

位置図 148



計 画 地 の 一 覧 表

	所在・地番	所有者	使用者	地目	面積 (㎡)		法令等による地域・地区の指定状況		
					公簿	実測	法令名等	地域・地区名	
計 画 地	1	鳥羽市白木町字北ノ谷 18 番 31	丸又鋳業 (株)	丸又鋳業 (株)	宅地	1201.74		都市計画法	無指定
	2	鳥羽市白木町字北ノ谷 18 番 39	丸又鋳業 (株)	丸又鋳業 (株)	宅地	92.20		都市計画法	無指定
	3	鳥羽市白木町字北ノ谷 18 番 54	丸又鋳業 (株)	丸又鋳業 (株)	宅地	200.03		都市計画法	無指定
	4	鳥羽市白木町字北ノ谷 18 番 67	丸又鋳業 (株)	丸又鋳業 (株)	雑種地	457		都市計画法	無指定
	5	鳥羽市白木町字北ノ谷 18 番 75	丸又鋳業 (株)	丸又鋳業 (株)	宅地	880.24		都市計画法	無指定
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
公 有 財 産									
地 目 別 面 積	地目	宅 地	地目	雑 種 地	地目			合 計	
	公簿	2, 374.21 ㎡	公簿	457 ㎡	公簿	㎡	公簿	2, 831.21 ㎡	
	実測	㎡	実測	㎡	実測	㎡	実測	3, 308.42 ㎡	

- 注) 1 計画地に係る土地登記簿謄本、公図（法務局備付地図の写し）及び実測面積の算出の根拠となる資料を添付すること。
 2 第11条の定める所有権その他土地の使用権原を証明する書類（土地売買契約書又は土地使用承諾書等）等を添付すること。
 3 法令等による地域・地区の指定状況欄には、第6条第2号に規定する法令名、地域名等を記入すること。

別紙-2

取 扱 い 予 定 の 産 業 廃 棄 物 の 種 類

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の具体的名称	1カ月あたりの平均取扱い量 (t・m ³ /月)	有害物質含有の有無	有害物質の名称
木くず	解体木くず	440 t/月	有・ 無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	

注) 有害物質を含有する場合は、その名称、成分等を明らかにする書類を添付すること。

契約（予定を含む）事業所名簿

事業所	産業廃棄物の種類	最終処分、中間処理、保管積替の別	1カ月当たりの平均取扱い量 (t・m ³ /月)	備考
(住所) 〒517-0021 鳥羽市安楽島町 1222番地20 (氏名) 宮崎建設工業(株) (電話番号) 0599-25-3969	解体木くず	中間処理	150 t/月	
(住所) 〒461-0043 愛知県名古屋市東 区大幸1-8-8 (氏名) (株)トーエネック名 古屋支店 (電話番号) 052-722-2161	解体木くず	中間処理	150 t/月	
(住所) 〒517-0603 志摩市大王町波切 2143-5 (氏名) (有)丸福工業 (電話番号) 0599-72-3835	解体木くず	中間処理	140 t/月	

注) 申請者が収集・運搬を行わない場合にあつては、備考欄に収集運搬業者名(予定)を記載すること。

中間処理施設に係る事業計画

基本計画	施設の種類	法許可	処理能力	1日の稼働時間
	破砕施設	⓪・不要	33.34 t/h 266.7 t/日	8H/日
		要・不要	t/日	H/日
		要・不要	t/日	H/日
基本計画	施設使用開始予定日	年 月 日 ~ 法手続き終了後		
	1日平均中間処理量、及び搬入・搬出車両台数 (取扱廃棄物ごとに記入)	一日平均中間処理量 20 t 搬入 10 t車 2台 搬出 10 t車 2台		
	技術管理者 又は 施設管理責任者	氏名	杉原徹男	
		資格内容		
処理計画	廃棄物	マニフェスト等により廃棄物を確認し受入場所にて受入をおこなう。		
	受入れの方法	添付書類： <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添-配置図 のとおり)		
	処理の方法	処理フローのとおり破砕をおこなう。 添付書類： <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添-処理フローのとおり)		
	処理後の産業廃棄物または処理方法の処理方法等			
	処理後の産業廃棄物または再生品の種類	チップ		
	発生量 (t/月又はm ³ /月)	440 t/月	t/月	t/月
処理方法	埋立処分 中間処分 <u>売却</u> エフバイオス	埋立処分 中間処分 売却	埋立処分 中間処分 売却	

別紙-5-1 (2)

構 造 等 の 計 画	構造力学上の 安全性	材質等 鋼製 別紙 機械構造図による。 添付書類：□無 ■有 (別添-機械構造図のとおり)	
	処理能力の 算定根拠	別紙計算書による。(メーカー資料による。) 添付書類：□無 ■有 (別添-計算書のとおり)	
	腐食防止	錆止め塗料塗布 添付書類：■無 □有 (別添-のとおり)	
	飛散、流出 悪臭の 発散防止	屋内に設置することにより飛散・流出を防止する。 悪臭の発生は予測されない 添付書類：□無 ■有 (別添-配置図のとおり)	
	騒音・振動 及び粉じん の発生防止	騒音：建物壁面及び防音シートにより防止する。 振動：堅固な基礎上に設置する。 粉塵：建屋内で作業を行う 添付書類：□無 ■有 (別添-配置図のとおり)	
	汚水処理施設 の概要 フロー図添付	処理方式 該当なし 処理能力 $m^3/日$ 添付書類：■無 □有 (別添-のとおり)	
	排ガス処理 施設の概要 フロー図添付	処理方式 該当なし 処理能力 m^3_N/h 添付書類：■無 □有 (別添-のとおり)	
	廃棄物の 受入設備	位置 別紙配置図のとおり 構造 保管ヤード 規模 別紙のとおり 添付書類：□無 ■有 (別添-配置図のとおり)	
	処理後の 廃棄物等の 保管施設	位置 別紙配置図のとおり 構造 保管ヤード 規模 別紙のとおり 添付書類：□無 ■有 (別添-配置図のとおり)	
	囲い等	なし 添付書類：□無 ■有 (別添-配置図のとおり)	
	雨水等の流入 防 止	建屋内であり雨水は流入しません。 添付書類：□無 ■有 (別添-配置図のとおり)	
	搬入道路	一般国道 167 号線 添付書類：□無 ■有 (別添-位置図のとおり)	
	消火設備	㊦ 無 (有の場合 その概要) 工場内 添付書類：□無 ■有 (別添-配置図のとおり)	
	車両足洗設備	有 ㊦ (有の場合 その概要) 添付書類：■無 □有 (別添-のとおり)	
	駐車設備	㊦ 無 (有の場合 その概要) 空地に駐車する。 添付書類：■無 □有 (別添-のとおり)	
	管理事務所	㊦ 無 (有の場合 その概要) 添付書類：□無 ■有 (別添-配置図のとおり)	
	その他、施設の種類ごとに、規則第 12 条の 2 に定める構造等の基準の適合方法について記載すること。		

構造等の計画	放流先までの経路		作業工程からの排水はなし。				
			添付書類：□無 ■有（別添一平面図のとおり）				
			原水		放流水		
			通常	最大	通常	最大	
	排水量		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	
	水	pH					
		BOD		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
		COD		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
		SS		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
		n-ヘキサン		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	質	*その他有害物質等があれば、下欄に記入すること。					
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	大気	排ガス量	wet	m ³ _N /h			
dry			m ³ _N /h				
排ガス中の酸素濃度 (%)		%					
		処理前		処理後			
排ガス温度 (°C)							
ばいじん (g/m ³ _N)							
塩化水素 (mg/m ³ _N)							
硫黄酸化物 (ppm)							
窒素酸化物 (ppm)							
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)							
質	*その他有害物質等があれば、下欄に記入すること。						
	(ppm)						
	(ppm)						

維持管理等の計画	作業方法	作業人数 2人 作業時間 8:00~17:00 (休憩1時間) 添付書類: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)		
	受入時の廃棄物の性状の分析・計量方法	性状の分析: 目視による性状の確認、マニフェスト確認 計量: 計量器による。 添付書類: <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添-施設平面図のとおり)		
	異常事態時の措置	異常事態時には即運転を停止し、関係機関に連絡するとともに、現場で適切な措置を講じる。 添付書類: <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)		
	飛散・流出悪臭の防止	方法 日常の清掃を励行することにより、飛散流出を防止する。 回数 終業時 添付書類: <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)		
	火災発生防止	消火器を設置する。 火気の使用を禁止し、終業時に火気使用の有無を確認する。 添付書類: <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)		
	衛生害虫等の発生防止	方法 発生が予測される場合には適宜薬剤散布を行う。 添付書類: <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)		
	騒音・振動粉じんの防止	騒音・振動: 日常点検、定期点検を励行する。 作業に当たって細心の注意を払って業務を行う。 粉塵: 屋内作業により防止する。 添付書類: <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)		
	放流水・排ガスの管理	項目	管理値	測定頻度
	定期的点検機能検査	方法 メーカーによる点検、日常点検 回数 メーカー点検: 2回/年、日常点検は始業時 添付書類: <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)		
	点検、検査の記録及び保存	記録内容 保存 3年間保存 添付書類: <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)		

その他、施設の維持管理に関する計画	
騒音・振動	機械の日常・定期点検を励行し、作業についても注意を払うほか、敷地境界において、騒音：60 d B、振動：65 d Bを遵守します。 粉塵について、屋内作業であり、敷地外に飛散することは想定されないが、作業時に注意をはらい、作業を行う。

- 注) 1 記入欄が不足する場合は、適宜、別紙等へ記入し添付すること。
2 次の書類、図面を添付すること。

中間処理施設の計画概要図 ・平面図、立面図、側面図、構造図、断面図、その他	
敷地内における施設等の配置図	中間処理の計画を記載した書類 (廃棄物処理のフロー図等)
その他環境保全の計画を記載した書類	災害防止計画を記載した書類
設計等の計算書	その他地域防災総合事務所長、地域活性化局長が必要と認めた書類等

許可の基準（法15条の2）

- 1 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
 産業廃棄物処理施設の技術上の基準（規則12条、12条の2第2項）

共通基準	対応
一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	実績により安全性確認 水平かつ堅固な場所に設置する。
二 削除	
三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	必要部分において防錆塗装し、腐食防止措置が講じられている。
四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	屋内作業により、飛散・流出を防止する。また日常業務に細心の注意を払う。 悪臭の発生施設ではありません。
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	屋内で作業することにより、騒音・振動の防止を図る。なお、生活環境に影響しないよう細心の注意を払い作業を行う。
六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること	施設からの排水はありません。
七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	必要な保管量を確保できる保管場所を設置します。
個別基準	対応
令第七条第八号の二に掲げる施設の技術上の基準は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん機、散水装置等が設けられていることとする。	屋内で作業することにより粉塵が敷地外へ飛散しないようにする。
2 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。	維持管理基準を遵守するため、周辺地域の生活環境の保全、周辺の施設に適正な配慮を行なっている
3 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	技術管理者を選任しております。
4 申請者が第十四条第三項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。	該当しません。

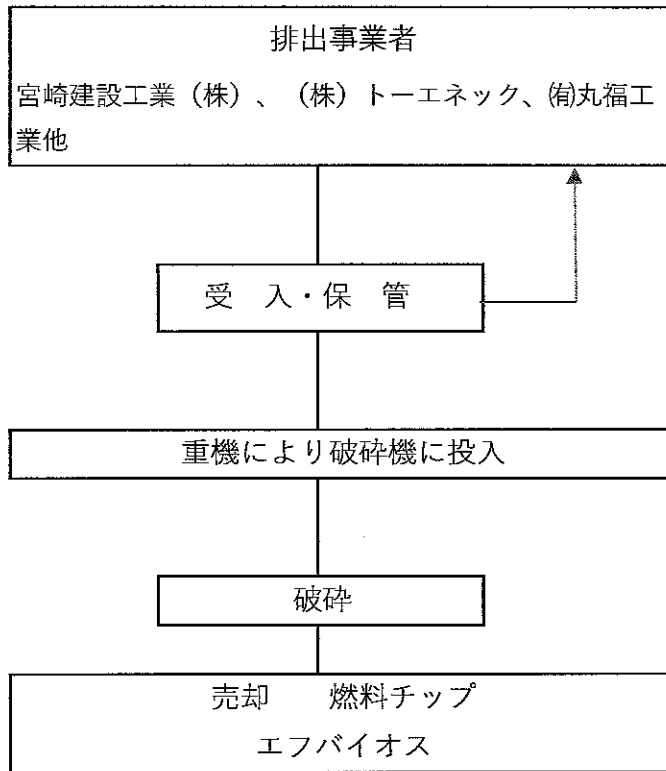
産業廃棄物処理施設の維持管理

産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。（法15条の2の2）

維持管理の技術上の基準（規則12条の6）

内容	維持管理計画
一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受入には目視及びマニフェストで確認し、処理能力に見合った受入を行いません。
二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えることがないように行いません。
三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物が流出する等の異常事態が発生したときは直ちに運転を停止し、流出した廃棄物を速やかに回収し、生活環境の保全上必要な措置を講じます。
四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検及び定期点検（年2回以上）を行います
五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発生を防止するために必要な措置を講ずること。	日常の作業に細心の注意を払い作業を行なう。悪臭の発生は予測されない。
六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	終業時に清掃を励行する。なお、害虫の発生が予測される場合には適宜消毒をおこなう。
七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	作業には細心の注意を払い作業をおこなう。
八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設からの排水はありません。
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。
個別基準（規則12条の7 第9） 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること	粉塵の飛散を考慮し、屋内で作業を行います

事業工程表



処理不適物を返却する。

丸又鋳業株式会社 殿

二軸シュレッダー設備仕様書

HB-180IV

令和4年3月17日

RYOKI

株式会社リョーキ
環境機器事業部

1. 設備仕様

1) 破砕機

名称: 二軸シュレッター
型式: HB-180IV
処理品目: ①廃プラスチック類
②紙くず
③繊維くず
④金属くず
⑤木くず
⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
⑦ゴムくず
⑧がれき類

製品粒度: 概ね□150mm

2) 機械寸法

作業時: 全長×全幅×全高 10,570mm×2,450mm×3,990mm
格納時: 全長×全幅×全高 8,230mm×2,450mm×2,830mm

3) 機械重量 : 19,500kg

4) エンジン

型式: CAT C7.1ディーゼルエンジン
定格出力: 186 KW
バッテリー: 24 V
第4次排出ガス規制対応エンジン(尿素混焼式)
エンジン室壁への吸音材付き

5) 破砕室

破砕室寸法: 長×幅 1,550mm×1,350mm
破砕軸数: 2本
破砕刃再生方式: 硬化溶接肉盛り再生
破砕刃種類: マルチファンクション
固定刃: アフタークラッシャー付き
自動逆転装置付き

6) ベルトコンベヤ

ベルト幅: 1,000mm
ベルト先端高: 3,990mm

先端部格納油圧シリンダー付
ベルト: シェブロンベルト

7) 磁選機

油圧モータ駆動式
磁石: 永久磁石
ベルト寸法: 450mm幅

8) 飛散防止用ホッパー付き

9) 操作方式

ラジコン(ON/OFF 非常停止スイッチ 走行 ホッパー昇降)
及び油圧レバー併用方式

10) 給脂方式

グリスガン手動式及び集中自動給脂装置併用

11) 安全装置

非常停止スイッチ 3カ所

2. 破砕機処理能力 設計計算書

- 1) 破砕機型式 : HB-180IV
- 2) 処理物 : ①廃プラスチック類 嵩比: 0.35
 : ②紙くず 嵩比: 0.30
 : ③繊維くず 嵩比: 0.12
 : ④金属くず 嵩比: 1.13
 : ⑤木くず 嵩比: 0.55
 : ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 嵩比: 1.00
 : ⑦ゴムくず 嵩比: 0.52
 : ⑧がれき類 嵩比: 1.48
- ※環境省の換算比重を引用しております
- 3) 破砕刃径 : 0.600 m
- 4) 破砕刃軸径 : 0.270 m
- 5) 破砕刃幅×列数 : 0.100 m × 13 列
- 6) 破砕刃軸数 : 2 本
- 7) 回転数 : 28 rpm
- 8) 運転時間 : 8 時間/日
- 9) 能力係数

1. 能力係数の算出方法について

二軸シュレッダー理論処理能力計算式において、能力係数=1で算出した理論処理能力に対して、実機によって実際に破砕処理した実機処理能力の比率により算出します。よって、計算式は下記の式となります。

$$\text{能力係数} = \frac{\text{実機処理能力}}{\text{理論処理能力(能力係数=1)}}$$

2. 理論処理能力について

$$\text{理論処理能力} = \frac{\text{破砕及び排出有効面積} \times \text{破砕可能エリア(円周の1/2)} \times \text{破砕刃幅} \times \text{破砕刃列数} \times \text{回転数} \times 60 \times \text{嵩比} \times \text{能力係数(1)}}{1}$$

3. 能力係数の算出

1) 廃プラスチック類

①理論処理能力について 嵩比: 0.35 t/m³

$$\frac{(\pi (0.600^2 - 0.270^2) / 4) \times 1/2 \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.35 \times 1}{1} = 86.18 \text{ t}/\text{時間}$$

よって、廃プラスチック類の理論処理能力は、86.18 t/時間となります。

②実機処理能力について

テストNo	破砕重量	破砕テスト結果	
		破砕時間	処理能力
1	500kg	94sec	19.1490 t/時間
2	500kg	90sec	20.0000 t/時間
3	500kg	81sec	22.2223 t/時間



破砕テスト結果からテストNo3の22.2223 t/時間を実機処理能力とします。

③能力係数について

$$\text{能力係数} = \frac{\text{実機処理能力}}{\text{理論処理能力(能力係数=1)}} = \frac{22.2223}{86.18} = 0.25785 \approx \underline{0.2579}$$

2) 紙くず

①理論処理能力について

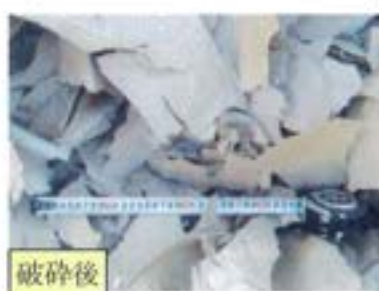
嵩比: 0.30 t/m³

$$\left(\pi (0.600^2 - 0.270^2) / 4 \right) \times 1/2 \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.30 \times 1 = 73.87 \text{ t}_\text{t}/\text{時間}$$

よって、紙くず原料の理論処理能力は、73.87t_t/時間となります。

②実機処理能力について

テストNo	破砕重量	破砕テスト結果	
		破砕時間	処理能力
1	500kg	94sec	19.1490t _t /時間
2	500kg	108sec	16.6667t _t /時間
3	500kg	113sec	15.9293t _t /時間



破砕テスト結果からテストNo1の19.1490t_t/時間を実機処理能力とします。

③能力係数について

$$\text{能力係数} = 19.1490 / 73.87 = 0.25923 \approx \underline{0.2593}$$

3) 繊維くず

①理論処理能力について

嵩比: 0.12 t/m³

$$\left(\pi (0.600^2 - 0.270^2) / 4 \right) \times 1/2 \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.12 \times 1 = 29.55 \text{ t}_\text{t}/\text{時間}$$

よって、繊維くず原料の理論処理能力は、29.55t_t/時間となります。

②実機処理能力について

テストNo	破砕重量	破砕テスト結果	
		破砕時間	処理能力
1	500kg	137sec	13.1387t _t /時間
2	500kg	123sec	14.6342t _t /時間
3	500kg	140sec	12.8572t _t /時間



破砕テスト結果からテストNo2の14.6342t_t/時間を実機処理能力とします。

③能力係数について

$$\text{能力係数} = 14.6342 / 29.55 = 0.49527 \approx \underline{0.4953}$$

4) 金属くず

①理論処理能力について

嵩比: 1.13 t/m³

$$(\pi (0.600^2 - 0.270^2) / 4) \times 1/2 \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 1.13 \times 1 = 278.24 \text{ t}_\text{w} / \text{時間}$$

よって、金属くず原料の理論処理能力は、278.24 t_w/時間となります。

②実機処理能力について

テストNo	破砕重量	破砕テスト結果	
		破砕時間	処理能力
1	500kg	80sec	22.5000 t _w /時間
2	500kg	87sec	20.6897 t _w /時間
3	500kg	92sec	19.5653 t _w /時間



※マットレス原料を破砕して磁選機で取り除かれた金属片の重量を計測しました。

破砕テスト結果からテストNo1の22.5000 t_w/時間を実機処理能力とします。

③能力係数について

$$\text{能力係数} = 22.5000 / 278.24 = 0.08086 \approx \underline{0.0809}$$

5) 木くず

①理論処理能力について

嵩比: 0.55 t/m³

$$(\pi (0.600^2 - 0.270^2) / 4) \times 1/2 \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.55 \times 1 = 135.43 \text{ t}_\text{w} / \text{時間}$$

よって、木くず原料の理論処理能力は、135.43 t_w/時間となります。

②実機処理能力について

テストNo	破砕重量	破砕テスト結果	
		破砕時間	処理能力
1	500kg	58sec	31.0345 t _w /時間
2	500kg	54sec	33.3334 t _w /時間
3	500kg	62sec	29.0323 t _w /時間



破砕テスト結果からテストNo2の33.3334 t_w/時間を実機処理能力とします。

③能力係数について

$$\text{能力係数} = 33.3334 / 135.43 = 0.24613 \approx \underline{0.2462}$$

6) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

①理論処理能力について

嵩比: 1.00 t/m³

$$\left(\pi (0.600^2 - 0.270^2) / 4 \right) \times 1/2 \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 1.00 \times 1 = 246.23 \text{ t}_\text{h} / \text{時間}$$

よって、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず原料の理論処理能力は、246.23t_h/時間となります。

②実機処理能力について

テストNo	破砕重量	破砕テスト結果	
		破砕時間	処理能力
1	500kg	79sec	22.7849t _h /時間
2	500kg	83sec	21.6868t _h /時間
3	500kg	78sec	23.0770t _h /時間



※混合原料を破砕して
排出された製品の中に
含まれるガラス・コンク
リート・陶磁器類を選別
して重量を計測しました。

破砕テスト結果からテストNo3の23.0770t_h/時間を実機処理能力とします。

③能力係数について

$$\text{能力係数} = 23.0770 / 246.23 = 0.09372 \approx \underline{0.0938}$$

7) ゴムくず

①理論処理能力について

嵩比: 0.52 t/m³

$$\left(\pi (0.600^2 - 0.270^2) / 4 \right) \times 1/2 \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.52 \times 1 = 128.04 \text{ t}_\text{h} / \text{時間}$$

よって、ゴムくず原料の理論処理能力は、128.04t_h/時間となります。

②実機処理能力について

テストNo	破砕重量	破砕テスト結果	
		破砕時間	処理能力
1	500kg	59sec	30.5085t _h /時間
2	500kg	62sec	29.0323t _h /時間
3	500kg	69sec	26.0870t _h /時間



破砕テスト結果からテストNo1の30.5085t_h/時間を実機処理能力とします。

③能力係数について

$$\text{能力係数} = 30.5085 / 128.04 = 0.23827 \approx \underline{0.2383}$$

8) がれき類

①理論処理能力について

嵩比: 1.48 t/m³

$$\left(\pi(0.60^2 - 0.270^2)/4\right) \times 1/2 \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 1.48 \times 1 = 364.42 \text{ t}_\text{日}/\text{時間}$$

よって、がれき類の理論処理能力は、364.42t_日/時間となります。

②実機処理能力について

テストNo	破砕重量	破砕テスト結果	
		破砕時間	処理能力
1	500kg	79sec	22.7849 t _日 /時間
2	500kg	88sec	20.4546 t _日 /時間
3	500kg	91sec	19.7803 t _日 /時間



破砕テスト結果からテストNo1の22.7849t_日/時間を実機処理能力とします。

③能力係数について

$$\text{能力係数} = \frac{22.7849}{364.42} = 0.06252 \approx \underline{0.0626}$$

よって能力係数は

- ①廃プラスチック類 = 0.2579
- ②紙くず = 0.2593
- ③繊維くず = 0.4953
- ④金属くず = 0.0809
- ⑤木くず = 0.2462
- ⑥ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず = 0.0938
- ⑦ゴムくず = 0.2383
- ⑧がれき類 = 0.0626

10) 計算式

●処理能力 = 破砕及び排出有効面積×破砕可能エリア(円周の1/2)×破砕刃幅×破砕刃列数×回転数×60×能力係数×嵩比×運転時間

$$\text{①廃プラスチック類} = \left(\pi(0.60^2 - 0.27^2)/4\right) \times \frac{1}{2} \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.2579 \times 0.35 \times 8 = 177.810 \text{ t}_\text{日}/\text{日}$$

$$\text{②紙くず} = \left(\pi(0.60^2 - 0.27^2)/4\right) \times \frac{1}{2} \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.2593 \times 0.30 \times 8 = 153.236 \text{ t}_\text{日}/\text{日}$$

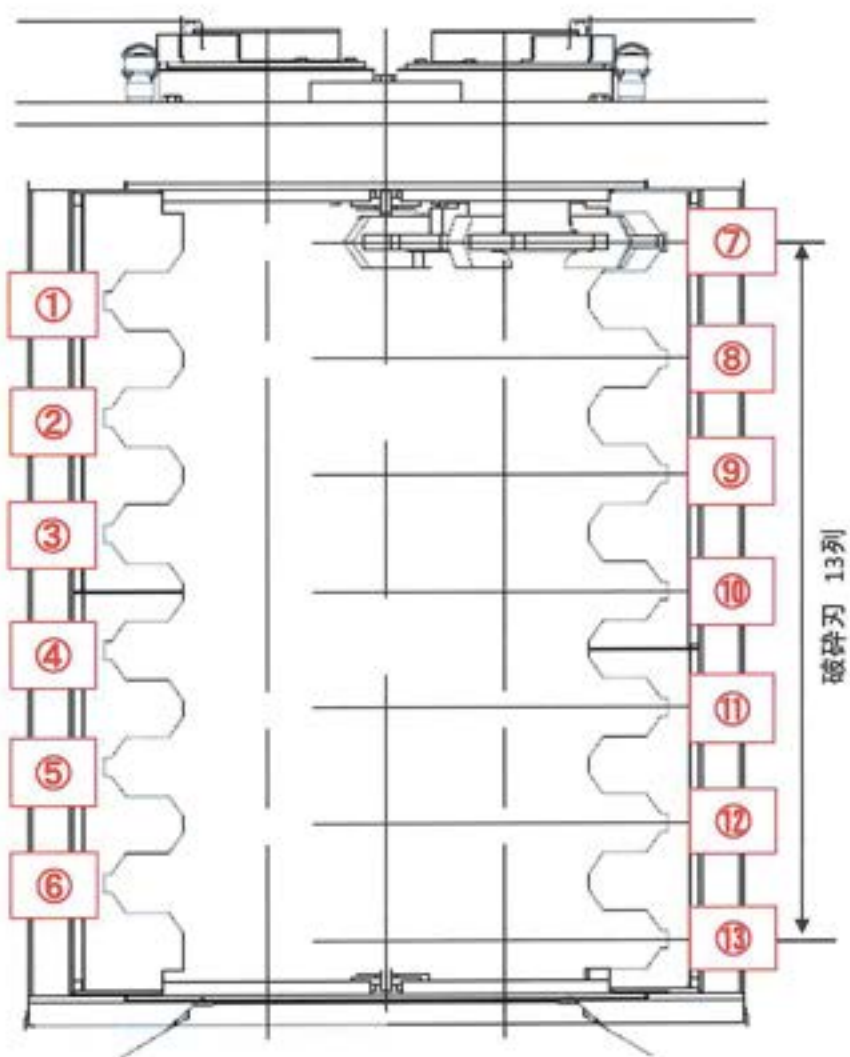
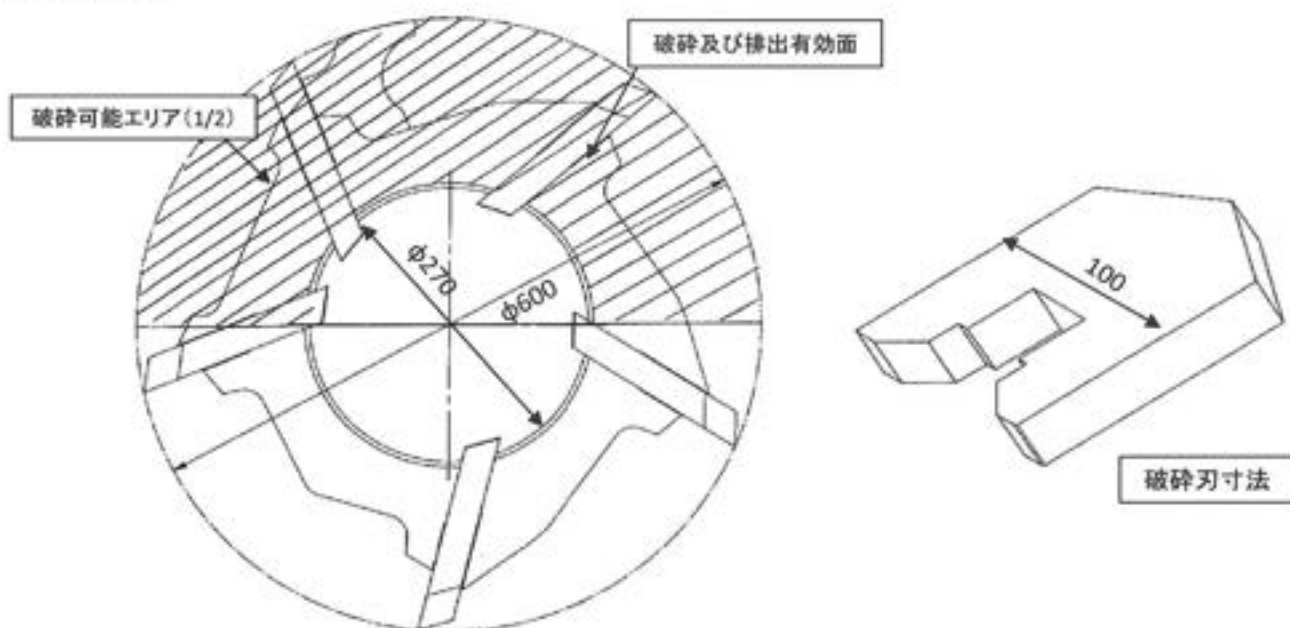
$$\begin{aligned}
\text{③繊維くず} &= (\pi(0.60^2 - 0.27^2)/4) \times \frac{1}{2} \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.4953 \times 0.12 \times 8 \\
&= 117.081 \text{ トン/日} \\
\text{④金属くず} &= (\pi(0.60^2 - 0.27^2)/4) \times \frac{1}{2} \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.0809 \times 1.13 \times 8 \\
&= 180.079 \text{ トン/日} \\
\text{⑤木くず} &= (\pi(0.60^2 - 0.27^2)/4) \times \frac{1}{2} \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.2462 \times 0.55 \times 8 \\
&= 266.739 \text{ トン/日} \\
\text{⑥ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず} &= (\pi(0.60^2 - 0.27^2)/4) \times \frac{1}{2} \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.0938 \times 1.00 \times 8 \\
&= 184.773 \text{ トン/日} \\
\text{⑦ゴムくず} &= (\pi(0.60^2 - 0.27^2)/4) \times \frac{1}{2} \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.2383 \times 0.52 \times 8 \\
&= 244.097 \text{ トン/日} \\
\text{⑧がれき類} &= (\pi(0.60^2 - 0.27^2)/4) \times \frac{1}{2} \times 0.100 \times 13 \times 28 \times 60 \times 0.0626 \times 1.48 \times 8 \\
&= 182.504 \text{ トン/日}
\end{aligned}$$

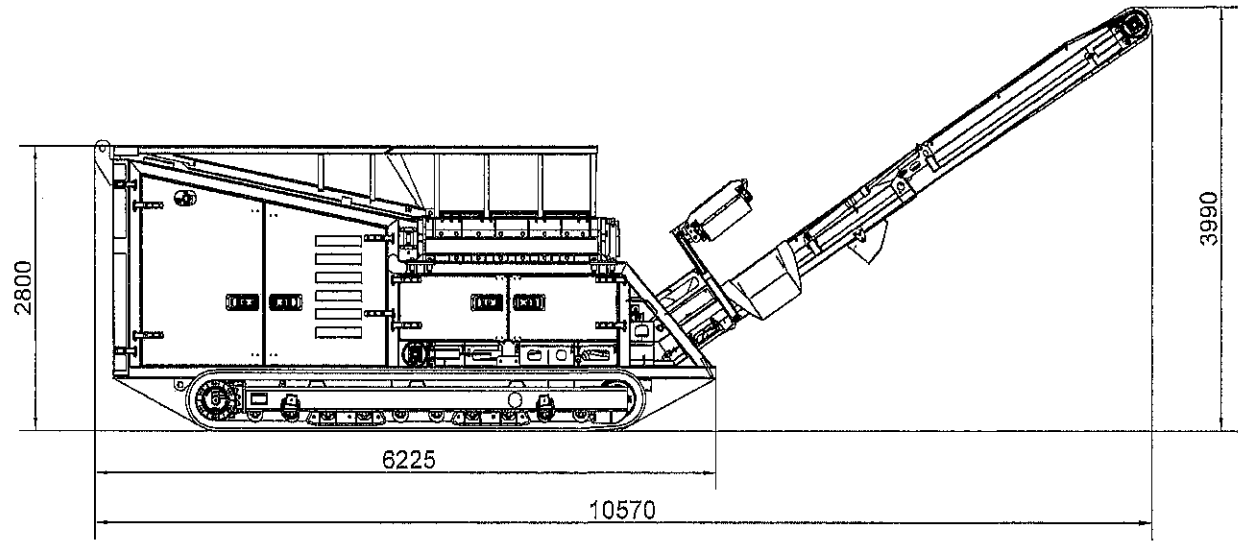
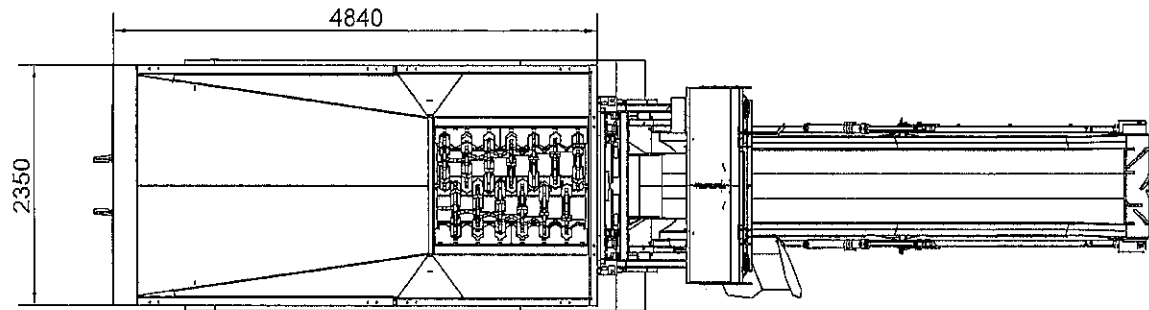
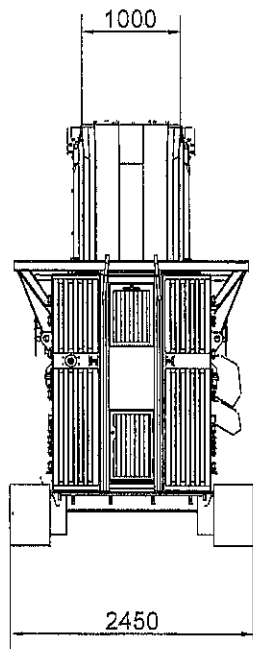
よって処理能力は

①廃プラスチック類	= 177.81 トン/日
②紙くず	= 153.24 トン/日
③繊維くず	= 117.08 トン/日
④金属くず	= 180.08 トン/日
⑤木くず	= 266.74 トン/日
⑥ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず	= 184.77 トン/日
⑦ゴムくず	= 244.10 トン/日
⑧がれき類	= 182.50 トン/日

注意) ・処理能力は原料のサイズ、性状及び原料の投入方法、破砕刃の摩耗状況により変動致します。
・ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類は破砕機で破砕できる程度の小さな塊を想定しております。
・金属くずは破砕機で破砕できる程度の金属製薄板を想定しております。

<補足資料>





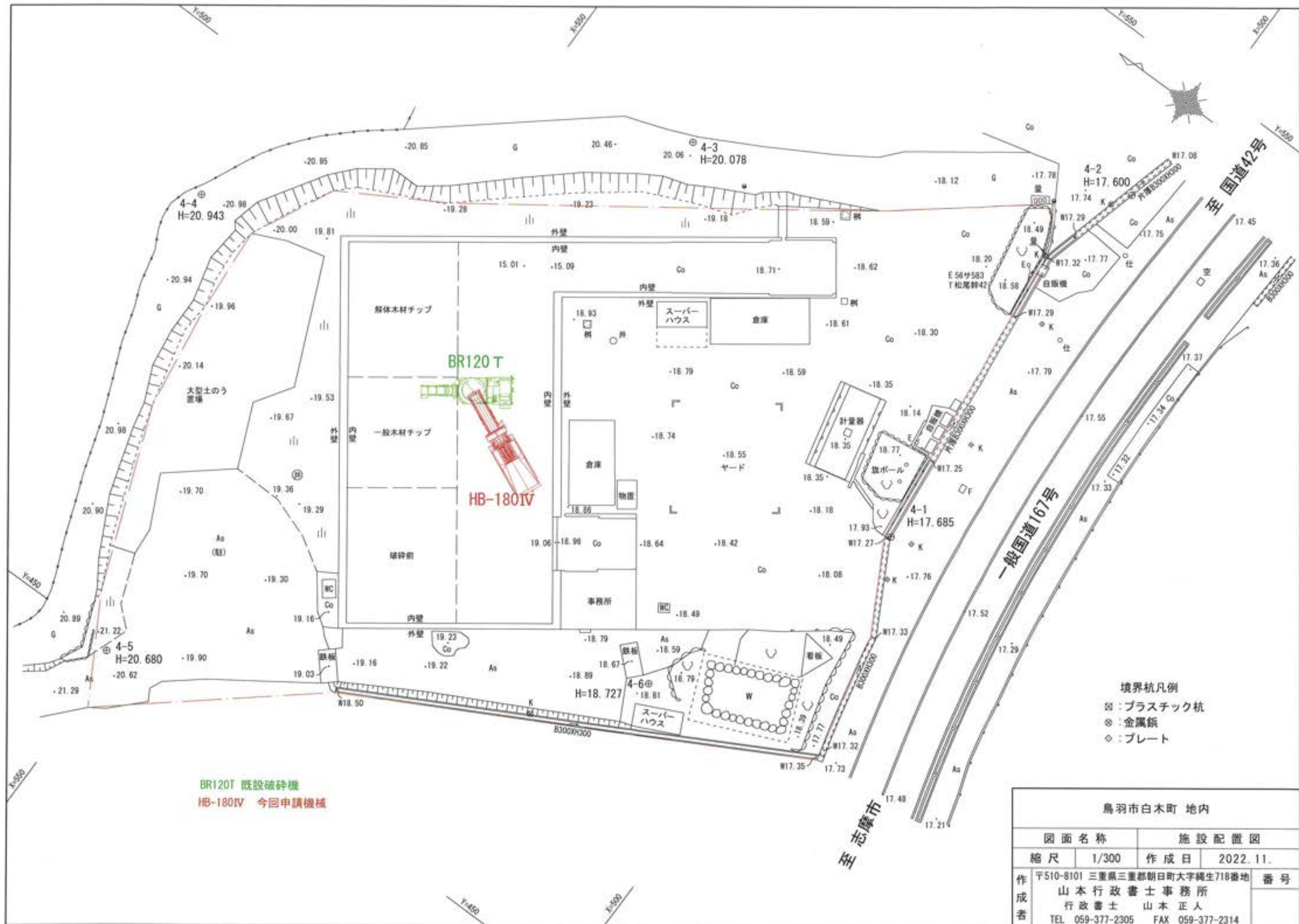
※本仕様は、開発のため予告なく変更することがありますのでご了承ください。



環境機器事業部

FORUS® GmbH
Emel-Alban-Straße 8
17192 Waren

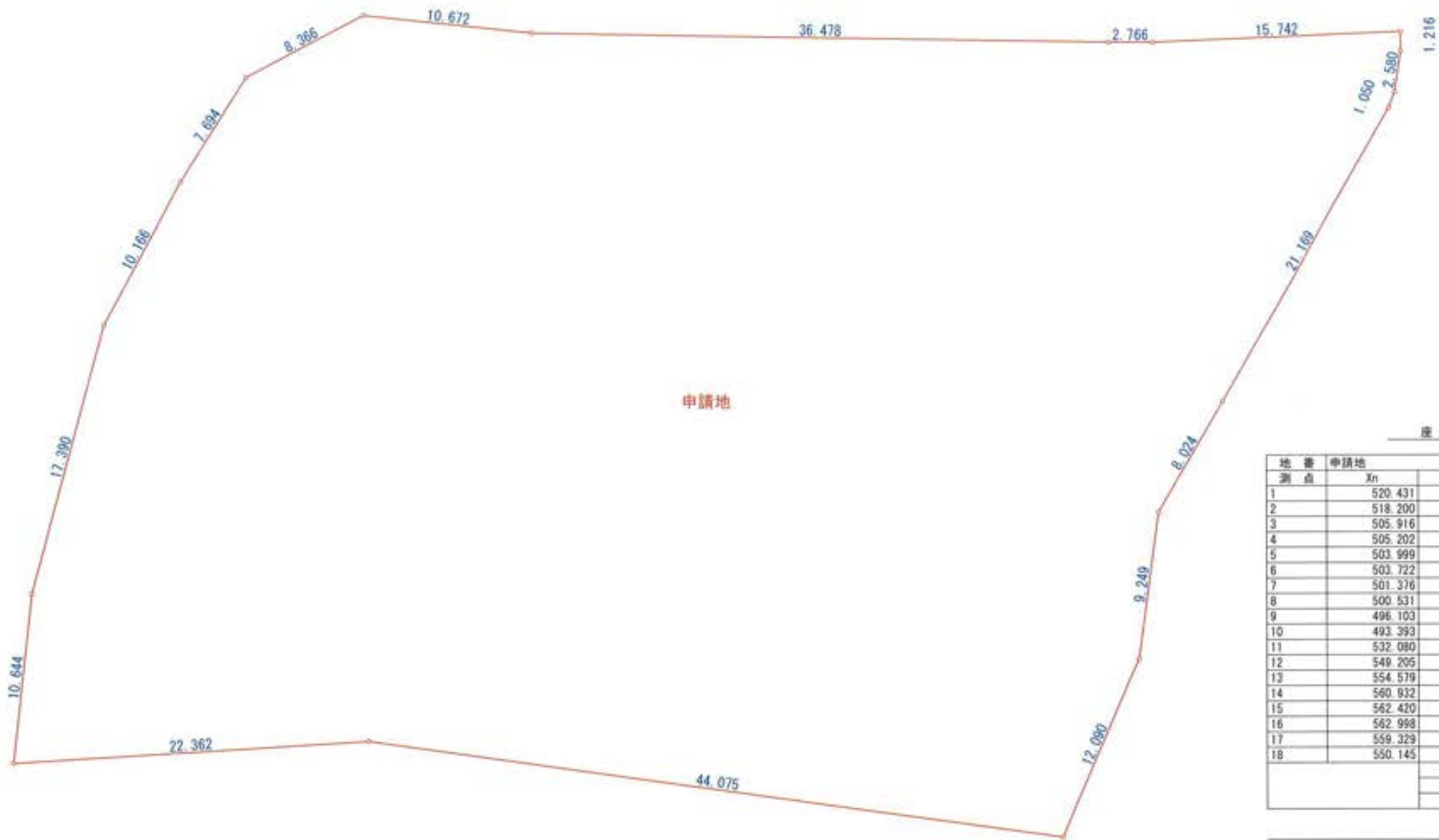
品番	名称	数	材質	寸法	重量 (kg)	記号
図面参照		第3角法	図面名称	二軸シュレツダー 全体図		
		計画図		HB-180IVクローラータイプ		
図面番号		尺度 1/50(A3)				
△		照査	担当	作図	図面番号	
△						
△						
訂正番号	日付	記号	事項	点検	T.Imada 製図	令和3年07月03日 出図 令和3年07月03日



BR120T 既設破砕機
 HB-180IV 今回申請機械

- 境界杭凡例
- ⊠ : プラスチック杭
 - ⊙ : 金属杭
 - ◇ : プレート

鳥羽市白木町 地内			
図面名称		施設配置図	
縮尺	1/300	作成日	2022.11.
作成者	〒510-8101 三重県三重郡朝日町大字繩生718番地		番号
	山本行政書士事務所		
	行政書士 山本正人 TEL 059-377-2305 FAX 059-377-2314		



申請地

座標求積表

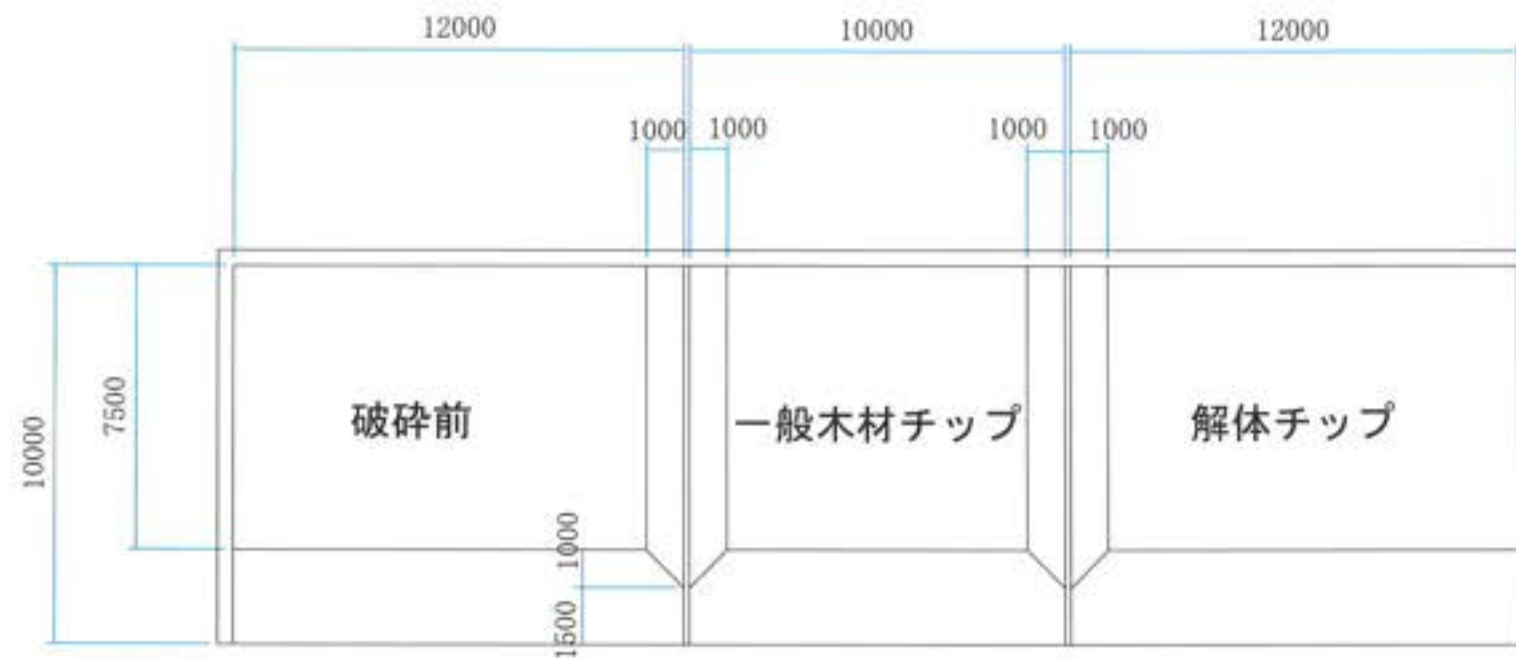
地番	申請地	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
1		520.431	521.548	-16660.850860	2.766
2		518.200	523.183	-7594.001245	15.742
3		505.916	533.027	-6928.284946	1.216
4		505.202	532.043	-1019.926431	2.580
5		503.999	529.761	-784.046280	1.050
6		503.722	528.748	-1386.906004	21.169
7		501.376	507.709	-1620.099419	8.024
8		500.531	499.730	-2635.076290	9.249
9		496.103	491.610	-3509.112180	12.090
10		493.393	479.828	17262.771956	44.075
11		532.080	458.711	25601.578332	22.362
12		549.205	444.330	9996.980670	10.644
13		554.579	453.518	5318.405586	17.390
14		560.932	469.706	3682.964746	10.166
15		562.420	479.763	991.190358	7.694
16		562.998	487.435	-1506.661585	8.366
17		559.329	494.954	-6361.643762	10.672
18		550.145	500.389	-19464.131322	36.478
				積面積	-6616.848676
				面積	3308.4243380
				地積	3308.42 m ²

合計 3308.4243380

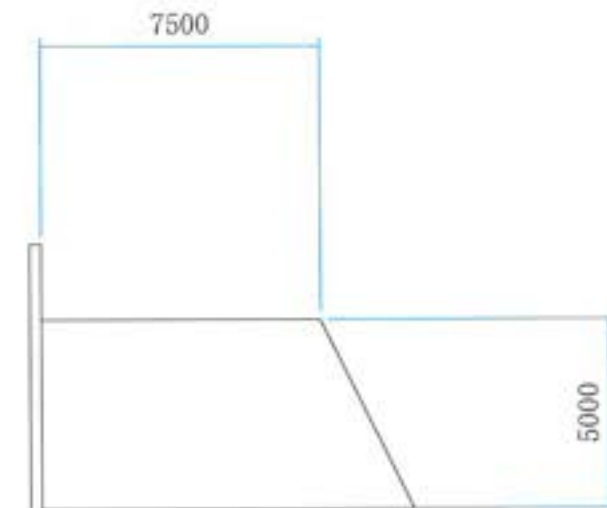
鳥羽市白木町 地内			
図面名称		求積図	
縮尺	1/300	作成日	2022.11.
作成者	〒510-8101 三重県三重郡朝日町大字繩生718番地		
	山本行政書士事務所		
	行政書士 山本 正人		
TEL 059-377-2305		FAX 059-377-2314	
番号			

保管場所

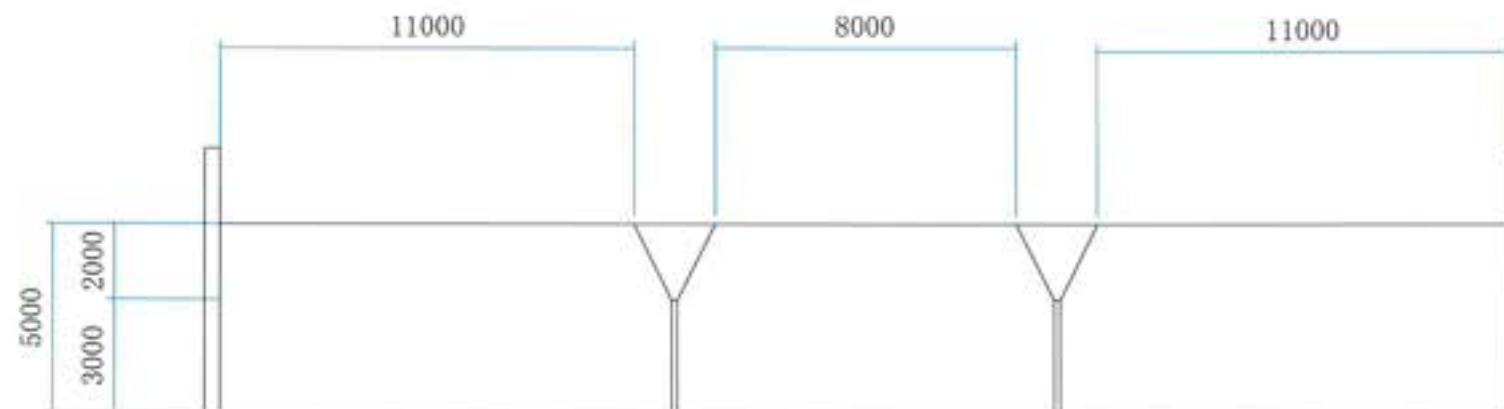
S=1 : 200



断面図



側面図



破砕前(解体チップ)

面積 $12.0 \times 10.0 = 120.0 \text{ m}^2$

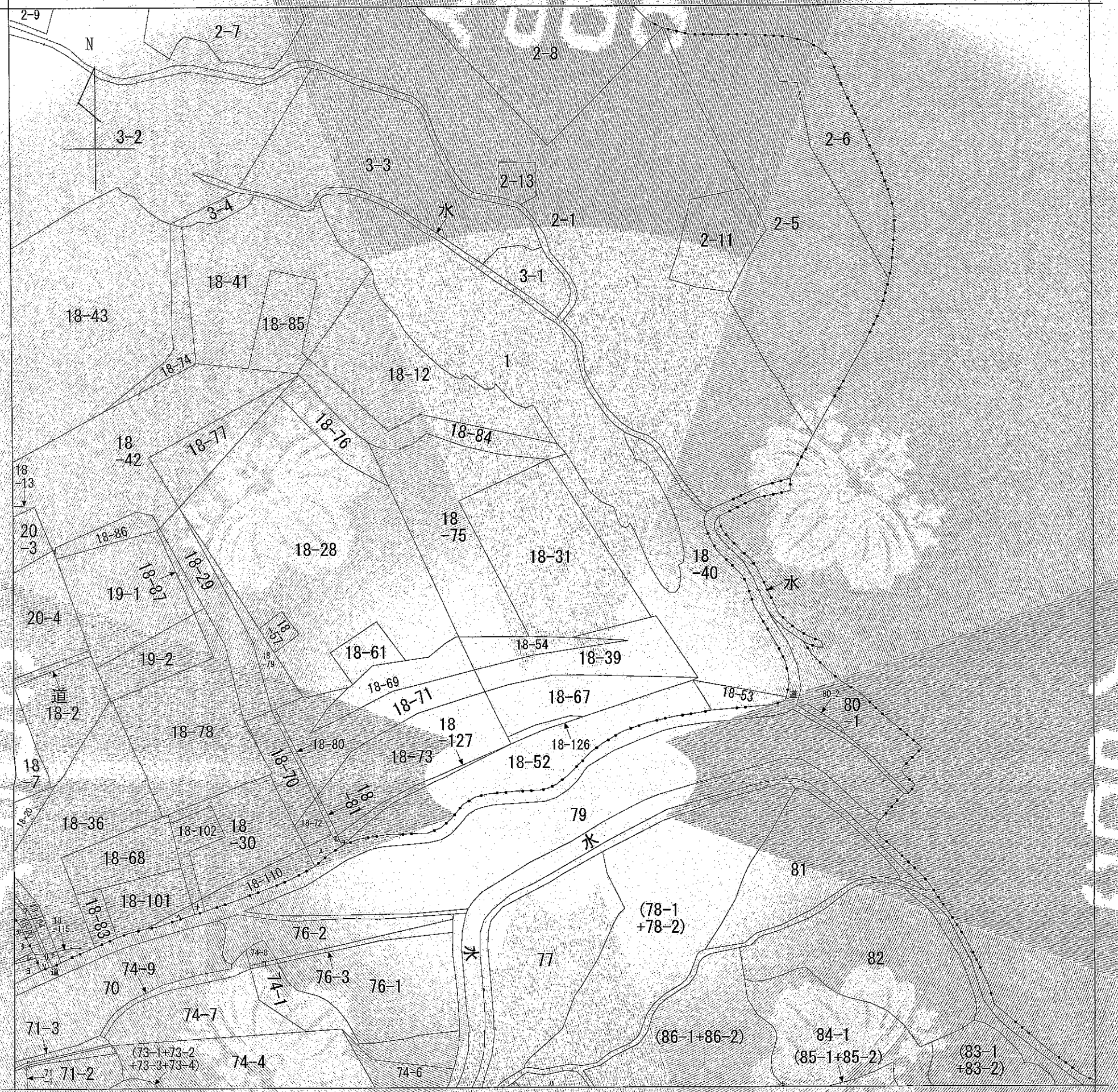
容積 $3.0 \times 1.5 \times \frac{1}{2} \times 12.0 + 8.5 \times 12.0 \times 3.0 + (12.0 \times 8.5 + 11.0 \times 7.5) \times 2.0 \times \frac{1}{2} = 517.5 \text{ m}^3$

一般木材チップ

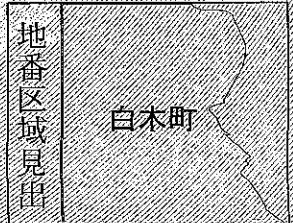
面積 $10.0 \times 10.0 = 100.0 \text{ m}^2$

体積 $3.0 \times 1.5 \times \frac{1}{2} \times 10.0 + 8.5 \times 10.0 \times 3.0 + (10.0 \times 8.5 + 8.0 \times 7.5) \times 2 \times \frac{1}{2} = 422.5 \text{ m}^3$

イ 18-130 ハ 87-18 ホ (85-1+85-2) ニ 18-108 ト 18-116 ケ 18-125
 □ 74-10 ニ 87-2) 18-109 18-117 つく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	鳥羽市白木町字北ノ谷			地番	18番31		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局伊勢支局管轄)

令和4年11月4日

津地方法務局桑名支局

登記官

近藤治彦



請求番号：22-1

(1/2)

ル 18-128
ヲ 18-82
ワ 71-4
カ 69-5
ヨ 69-4
タ 69-2
レ 69-1
ソ 18-118
フ 18-89

ヤブコウ

ヤブコウ

ヤブコウ

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年6月30日	不動産番号	1904005035822
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	鳥羽市白木町字北ノ谷				[余白]
①地番	②地目	③地積	町反数	説明	原因及びその日付〔登記の日付〕
18番31	山林	⑩	1205		[余白]
[余白]	[余白]		1201		③18番31、18番56に分筆 〔昭和42年12月16日〕
[余白]	宅地		1201	74	②③平成3年5月3日地目変更 〔平成3年7月17日〕
[余白]	[余白]	[余白]			管轄転属により登記 平成15年6月30日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和46年11月22日 第4697号	原因 昭和46年11月11日売買 所有者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鋳業株式会社 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成22年11月26日 第18034号	原因 平成22年11月11日本店移転 本店 鳥羽市白木町18番地の3-1
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成15年6月30日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成3年6月21日 第3837号	原因 平成3年6月21日設定 極度額 金1億2,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 松阪市京町510番地 株式会社第三銀行 (取扱店 鳥羽支店) 共同担保 目録①第8979/1928号 順位17番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成4年1月16日 第180号	原因 平成3年12月20日変更 極度額 金1億5,000万円 順位17番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権変更	平成10年3月3日 第662号	原因 平成10年2月27日変更 極度額 金2億7,000万円 順位17番付記3号の登記を移記
付記3号	1番根抵当権元本確定	平成22年8月24日 第12865号	原因 平成22年8月21日確定

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記4号	1番根抵当権一部移転	平成22年10月22日 第16194号	原因 平成22年10月22日一部代位弁済 弁済額 金1億3,106万6,219円 根抵当権者 津市桜橋三丁目399番地 三重県信用保証協会
付記5号	1番根抵当権株式会社第三銀行持分 全部移転	平成30年4月6日 第4853号	原因 平成30年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区西新橋三丁目2番1号 エイチ・エヌ債権回収株式会社
付記6号	1番根抵当権の根抵当権者を三重県 信用保証協会とする変更	令和3年11月16日 第16635号	原因 令和3年11月8日エイチ・エヌ債権回 収株式会社の解除
2	根抵当権設定	平成10年3月12日 第816号	原因 平成10年3月9日設定 極度額 金1億5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 津市岩田21番27号 株式会社百五銀行 (取扱店 鳥羽東支店) 共同担保 目録(カ)第2201/1928号 順位18番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	平成23年7月21日 第12695号	原因 平成23年6月20日確定
付記2号	2番根抵当権移転	平成23年9月27日 第16355号	原因 平成23年9月27日債権譲渡 根抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目8番 3号丸の内トフスタワー本館26階 モルガン・スタンレー・クレディット・プロダ クツ・ジャパン株式会社
3	根抵当権設定	平成15年4月21日 第884号	原因 平成15年3月10日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 商品売買取引 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 東京都中央区新川一丁目5番17 号 東南貿易株式会社 共同担保 目録(カ)第317/1928号 順位19番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年6月30日
4	3番根抵当権抹消	平成15年11月6日 第17775号	原因 平成15年11月5日解除
5	根抵当権設定	平成20年3月5日 第3214号	原因 平成20年2月25日設定 極度額 金2,500万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 東京都中央区新川二丁目6番16 号 東南貿易株式会社 共同担保 目録(カ)第2038号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



COOPY

COOPY

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。
(津地方法務局伊勢支局管轄)

令和5年5月1日
津地方法務局桑名支局

登記官

北 川 法 香



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K51707 (1/5)

3/3

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年6月30日	不動産番号	1904005035828
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	鳥羽市白木町字北ノ谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積	町反取	原因及びその日付〔登記の日付〕	
18番39	山林	⑩	1229	[余白]	
[余白]	雑種地		1023	③18番39、18番55に分筆 ②平成2年3月10日変更 〔昭和42年6月27日 平成2年3月20日〕	
[余白]	[余白]		92	③18番39、18番70、18番71に分筆 〔平成3年6月18日〕	
[余白]	宅地		92.20	②③平成3年5月3日地目変更 〔平成3年7月17日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		管轄転属により登記 平成15年6月30日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和60年9月10日 第2809号	原因 昭和60年8月19日売買 所有者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鋳業株式会社 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成23年7月21日 第12690号	原因 平成22年11月11日本店移転 本店 鳥羽市白木町18番地の3-1
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成15年6月30日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和60年10月30日 第3275号	原因 昭和60年10月29日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手 債権 債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 松阪市京町510番地 株式会社第三銀行 (取扱店 鳥羽支店) 共同担保 目録の第8979、1928号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成2年3月31日 第1361号	原因 平成2年3月29日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 順位1番付記2号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権変更	平成3年6月21日	原因 平成3年6月21日変更

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第3836号	極度額 金1億2,000万円 順位1番付記4号の登記を移記
付記3号	1番根抵当権変更	平成4年1月16日 第180号	原因 平成3年12月20日変更 極度額 金1億5,000万円 順位1番付記5号の登記を移記
付記4号	1番根抵当権変更	平成10年3月3日 第662号	原因 平成10年2月27日変更 極度額 金2億7,000万円 順位1番付記7号の登記を移記
付記5号	1番根抵当権元本確定	平成22年8月24日 第12865号	原因 平成22年8月21日確定
付記6号	1番根抵当権一部移転	平成22年10月22日 第16194号	原因 平成22年10月22日一部代位弁済 弁済額 金1億3,106万6,219円 根抵当権者 津市桜橋三丁目399番地 三重県信用保証協会
付記7号	1番根抵当権株式会社第三銀行持分全部移転	平成30年4月6日 第4853号	原因 平成30年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区西新橋二丁目2番1号 エイチ・エス債権回収株式会社
付記8号	1番根抵当権の根抵当権者を三重県信用保証協会とする変更	令和3年11月16日 第16635号	原因 令和3年11月8日エイチ・エス債権回収株式会社の解除
2	根抵当権設定	平成10年3月12日 第816号	原因 平成10年3月9日設定 極度額 金1億5,000万円 債権の範囲 銀行取引手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鉱業株式会社 根抵当権者 津市岩田21番27号 株式会社白五銀行 (取扱店 鳥羽東支店) 共同担保 目録(5)第2201/1928号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	平成23年7月21日 第12695号	原因 平成23年6月20日確定
付記2号	2番根抵当権移転	平成23年9月27日 第16355号	原因 平成23年9月27日債権譲渡 根抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階 モルガン・スタンレー・クレジット・プロダクツ・ジャパン株式会社
3	根抵当権設定	平成15年4月21日 第884号	原因 平成15年3月10日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 商品売買取引 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鉱業株式会社 根抵当権者 東京都中央区新川一丁目5番17号 東南貿易株式会社 共同担保 目録(4)第317/1928号 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年6月30日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

COPY

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
4	3番抵当権抹消	平成15年11月6日 第17775号	原因 平成15年11月5日解除



COPY

COPY

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。
(津地方法務局伊勢支局管轄)

令和5年5月1日
津地方法務局桑名支局

登記官

北川法香



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年6月30日	不動産番号	1904005035843
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	鳥羽市白木町字北ノ谷			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1-8番54	畑		270	1-8番28から分筆 〔昭和42年6月27日〕	
余白	公衆用道路	余白		②年月日不詳変更 〔昭和61年6月16日〕	
余白	雑種地	余白		②平成2年3月10日変更 〔平成2年3月20日〕	
余白	余白		544	③1-8番55、1-8番56を合筆 〔平成3年2月4日〕	
余白	余白		200	③1-8番54、1-8番69に分筆 〔平成3年6月18日〕	
余白	宅地		200.03	②③平成3年5月3日地目変更 〔平成3年7月17日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年6月30日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成3年2月2日 第311号	所有者 鳥羽市安楽島町1-3-94番地の2 丸又鋳業株式会社 順位5番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成23年7月21日 第12690号	原因 平成22年11月11日本店移転 本店 鳥羽市白木町1-8番地の31
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年6月30日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成2年4月16日 第1559号	原因 平成2年4月13日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1-3-94番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 松阪市京町5-10番地 株式会社第三銀行 (取扱店 鳥羽支店) 共同担保 目録第8979/1928号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記は合併後の土地の全部に関する	余白	平成3年2月2日付記 順位1番付記1号の登記を移記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記2号	1番根抵当権変更	平成3年6月21日 第3836号	原因 平成3年6月21日変更 極度額 金1億2,000万円 順位1番付記2号の登記を移記
付記3号	1番根抵当権変更	平成4年1月16日 第180号	原因 平成3年12月20日変更 極度額 金1億5,000万円 順位1番付記3号の登記を移記
付記4号	1番根抵当権変更	平成10年3月3日 第662号	原因 平成10年2月27日変更 極度額 金2億7,000万円 順位1番付記5号の登記を移記
付記5号	1番根抵当権元本確定	平成22年8月24日 第12865号	原因 平成22年8月21日確定
付記6号	1番根抵当権一部移転	平成22年10月22日 第16194号	原因 平成22年10月22日一部代位弁済 弁済額 金1億3,106万6,219円 根抵当権者 津市桜橋三丁目399番地 三重県信用保証協会
付記7号	1番根抵当権株式会社第三銀行持分 全部移転	平成30年4月6日 第4853号	原因 平成30年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区西新橋三丁目2番1号 エイチ・エス債権回収株式会社
付記8号	1番根抵当権の根抵当権者を三重県 信用保証協会とする変更	令和3年11月16日 第16635号	原因 令和3年11月8日エイチ・エス債権回 収株式会社の解除
2	根抵当権設定	平成10年3月12日 第816号	原因 平成10年3月9日設定 極度額 金1億5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1-39-4番地の2 丸又紙業株式会社 根抵当権者 津市若田2-1番27号 株式会社百五銀行 (取扱店 鳥羽東支店) 共同担保 目録(イ)第2201/1928号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	平成23年7月21日 第12695号	原因 平成23年6月20日確定
付記2号	2番根抵当権移転	平成23年9月27日 第16355号	原因 平成23年9月27日債権譲渡 根抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目8番 3号丸の内トラストタワー本館26階 モルガン・スタンレー・クレジット・プロダ クツ・ジャパン株式会社
3	根抵当権設定	平成15年4月21日 第884号	原因 平成15年3月10日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 商品売買取引 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1-39-4番地の2 丸又紙業株式会社 根抵当権者 東京都中央区新川一丁目5番17 号 東南貿易株式会社 共同担保 目録(イ)第317/1928号 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			平成15年6月30日
4	3番根抵当権抹消	平成15年11月6日 第17775号	原因 平成15年11月5日解除



COOPY

COOPY

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(津地方法務局伊勢支局管轄)

令和5年5月1日
津地方法務局桑名支局

登記官

北川法香



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年6月30日	不動産番号	1904005035854
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	鳥羽市白木町字北ノ谷			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
18番67	公衆用道路	1461		18番52から分筆 〔平成1年11月29日〕	
[余白]	雑種地	476		②平成2年3月10日変更 ③18番67、18番72、18番73に分筆 〔平成2年3月20日 平成3年6月18日〕	
[余白]	[余白]	457		③18番67、18番126に分筆 〔平成13年1月22日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成15年6月30日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年2月20日 第607号	原因 平成2年1月25日売買 所有者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鉱業株式会社 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成23年7月21日 第12690号	原因 平成22年11月11日本店移転 本店 鳥羽市白木町18番地の3丁
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成15年6月30日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成2年3月31日 第1362号	原因 平成2年3月29日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鉱業株式会社 根抵当権者 松阪市京町510番地 株式会社第三銀行 (取扱店 鳥羽支店) 共同担保 目録の第8979/1928号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成3年6月21日 第3836号	原因 平成3年6月21日変更 極度額 金1億2,000万円 順位1番付記1号の登記を移記
付記2号	1番根抵当権変更	平成4年1月16日 第180号	原因 平成3年12月20日変更 極度額 金1億5,000万円 順位1番付記2号の登記を移記

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記3号	1番根抵当権変更	平成10年3月3日 第662号	原因 平成10年2月27日変更 極度額 金2億7,000万円 順位1番付記4号の登記を移記
付記4号	1番根抵当権元本確定	平成22年8月24日 第12865号	原因 平成22年8月21日確定
付記5号	1番根抵当権一部移転	平成22年10月22日 第16194号	原因 平成22年10月22日一部代位弁済 弁済額 金1億3,106万6,219円 根抵当権者 津市桜橋三丁目399番地 三重県信用保証協会
付記6号	1番根抵当権株式会社第三銀行持分 全部移転	平成30年4月6日 第4853号	原因 平成30年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区西新橋三丁目2番1号 エイチ・エス債権回収株式会社
付記7号	1番根抵当権の根抵当権者を三重県 信用保証協会とする変更	令和3年11月16日 第16635号	原因 令和3年11月8日エイチ・エス債権回 収株式会社の解除
2	根抵当権設定	平成10年3月12日 第816号	原因 平成10年3月9日設定 極度額 金1億5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 津市若田1番27号 株式会社白五銀行 (取扱店 鳥羽東支店) 共同担保 目録(第2201/1928号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	平成23年7月21日 第12695号	原因 平成23年6月20日確定
付記2号	2番根抵当権移転	平成23年9月27日 第16355号	原因 平成23年9月27日債権譲渡 根抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目8番 3号丸の内トラストタワー本館26階 モルガン・スタンレー・クレジット・プロダ クツ・ジャパン株式会社
3	根抵当権設定	平成15年4月21日 第884号	原因 平成15年3月10日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 商品売買取引 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 東京都中央区新川一丁目5番47 号 東南貿易株式会社 共同担保 目録(第317/1928号 順位3番の登記を移記
	空白	空白	管轄転属により登記 平成15年6月30日
4	3番根抵当権抹消	平成15年11月6日 第17775号	原因 平成15年11月5日解除

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



COOPY

1000

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(津地方法務局伊勢支局管轄)

令和5年5月1日
津地方法務局桑名支局

登記官

北川法香



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年6月30日	不動産番号	1904005035862
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	鳥羽市白木町字北ノ谷			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
18番75	畑	880		18番78から6分筆 〔平成5年3月16日〕	
余白	宅地	880.24		②③平成3年6月3日地目変更 〔平成9年12月10日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年6月30日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成7年11月21日 第3779号	原因 平成7年11月17日交換 所有者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鉱業株式会社 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成23年7月21日 第12690号	原因 平成22年10月11日本店移転 本店 鳥羽市白木町18番地の3-1
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年6月30日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成10年3月3日 第663号	原因 平成10年2月27日設定 極度額 金2億7,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1394番地の2 丸又鉱業株式会社 根抵当権者 松阪市京町510番地 株式会社第三銀行 (取扱店 鳥羽支店) 共同担保 目録イ第8979/1928号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権元本確定	平成22年8月24日 第12865号	原因 平成22年8月21日確定
付記2号	1番根抵当権一部移転	平成22年10月22日 第16194号	原因 平成22年10月22日一部代位弁済 弁済額 金1億3,106万6,219円 根抵当権者 津市桜橋三丁目399番地 三重県信用保証協会
付記3号	1番根抵当権株式会社第三銀行持分全部移転	平成30年4月6日 第4853号	原因 平成30年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区西新橋三丁目2番1号 エイチ・エス債権回収株式会社
付記4号	1番根抵当権の根抵当権者を三重県	令和3年11月16日	原因 令和3年11月8日エイチ・エス債権回

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	信用保証協会とする変更	第16635号	取株式会社の解除
2	根抵当権設定	平成10年3月12日 第816号	原因 平成10年3月9日設定 極度額 金1億5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1-3-9-4番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 津市岩田2-1番27号 株式会社百五銀行 (取扱店 鳥羽東支店) 共同担保 目録(ウ)第2201/1928号 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権元本確定	平成23年7月21日 第12695号	原因 平成23年6月20日確定
付記2号	2番根抵当権移転	平成23年9月27日 第16355号	原因 平成23年9月27日債権譲渡 根抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目8番 3号丸の内トラストタワー本館26階 モルガン・スタンレー・クレディット・プロダ クツ・ジャパン株式会社
3	根抵当権設定	平成15年4月21日 第884号	原因 平成15年3月10日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 商品売買取引 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 債務者 鳥羽市安楽島町1-3-9-4番地の2 丸又鋳業株式会社 根抵当権者 東京都中央区新川一丁目5番17 号 東南貿易株式会社 共同担保 目録(ウ)第317/1928号 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年6月30日
4	3番根抵当権抹消	平成15年11月6日 第17775号	原因 平成15年11月5日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(津地方法務局伊勢支局管轄)

令和5年5月1日
津地方法務局桑名支局

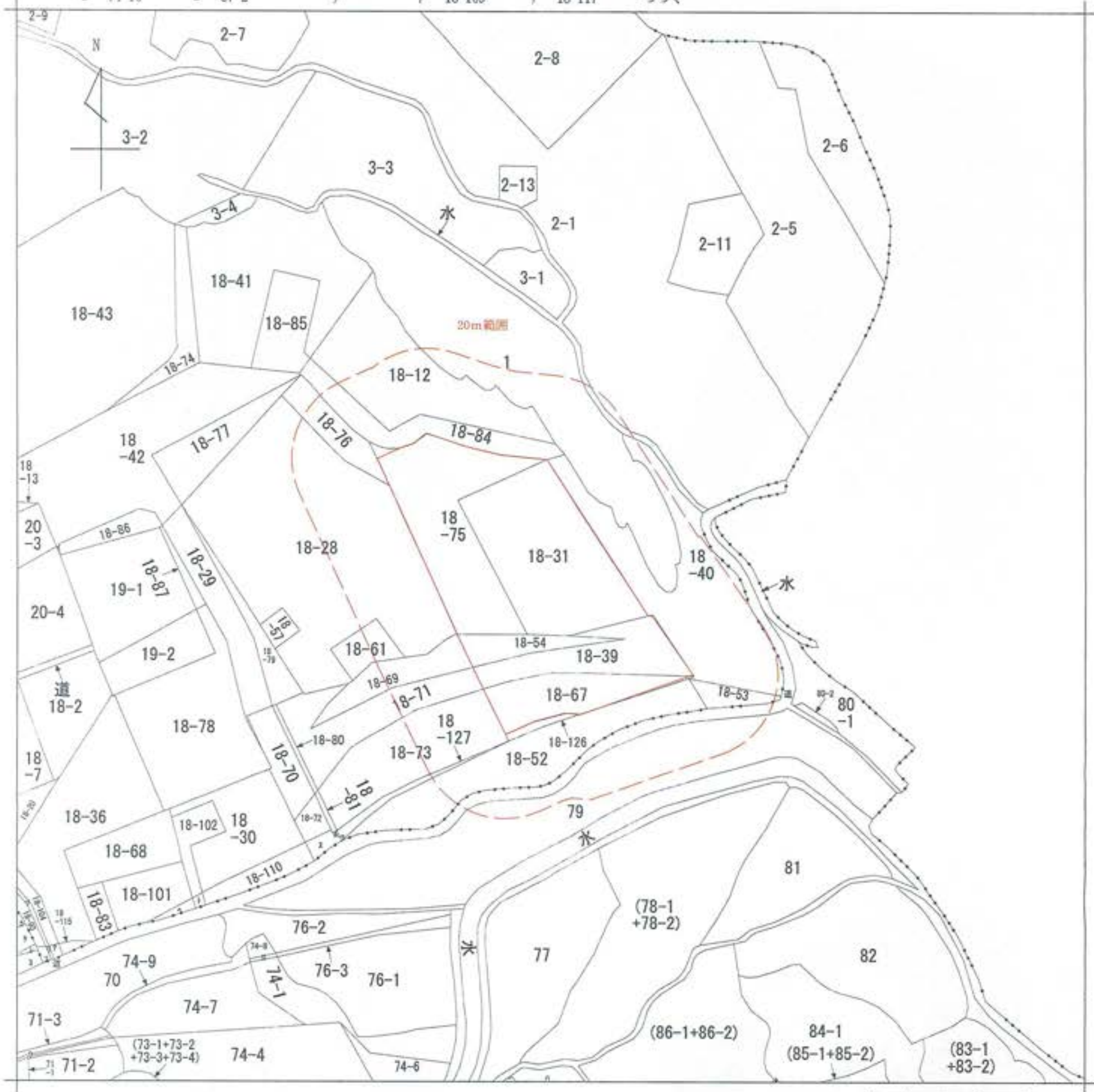
登記官

北川法香



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

イ 18-130 ハ 87-18 ニ 87-2 ホ (85-1+85-2) ヘ 18-108 ト 18-109 チ 18-116 ツ 18-117 テ 18-125



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	鳥羽市白木町字北ノ谷			地番	18番31		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(津地方法務局伊勢支局管轄)
 令和4年11月4日
 津地方法務局桑名支局
 登記官

請求番号：22-1
 (1/2)

近藤治彦





産業廃棄物処理施設の設置に係る
生活環境影響調査書

令和4年11月

丸又鋳業株式会社

はじめに

弊社は、既に木くずの破砕機を所有し木くずの破砕処理を行っております。

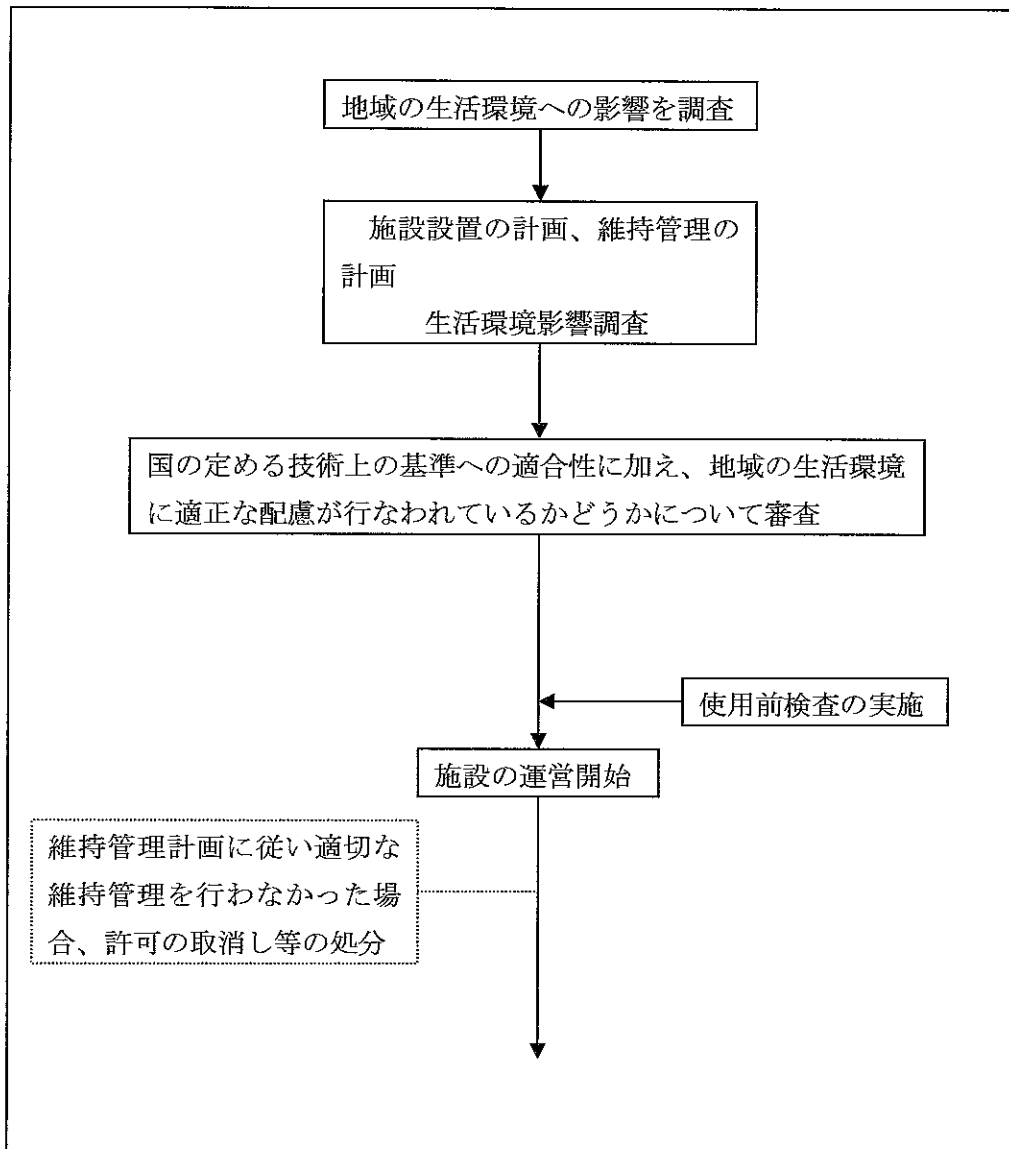
今回更にもう一台追加する計画をしており、その計画に基づく生活環境影響調査を行うものです。

この生活環境影響調査書は、本事業を進めるに先立ち廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、本事業の計画を地域の生活環境上適正なものとするため、本事業が地域の生活環境に及ぼす影響について、現況把握を踏まえて予測及び分析を行なった結果を取り纏めたものです。

生活環境影響調査の目的

本生活環境影響調査は、丸又鉱業株式会社の産業廃棄物中間処理施設の設置にあたり、当施設が周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすかという点について、周辺地域の生活環境の状況を把握し、施設の設置による影響を予測しその結果を分析することにより、その地域の生活環境の状況に応じた適切な生活環境保全対策等を検討するものであります。

廃棄物処理施設の設置許可手続きフロー



生活環境影響調査の実施手順

本生活環境影響調査は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第35号)第11条の2「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知」(平成18年9月4日環廃対発第060904002号)及び「生活環境影響調査指針」(平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に準拠して行ったものであり、その実施手順は次に示すとおりである。

生活環境影響調査の実施手順



(1) 調査事項

- ア 調査事項は、廃棄物処理施設の稼働並びに当該施設に係る大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭から選定した。
- イ 各調査事項の具体的な項目は、廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理対象となる廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して選定した。

(2) 調査対象地域の設定

- ア 調査対象地域は、施設の種類及び規模、立地場所の気象及び水象等の自然的条件並びに人家の状況などの社会的条件を踏まえて、調査事項が生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域を設定した。
- イ 調査事項ごとの調査対象地域は、調査実施時点で生活環境影響調査指針の解説に示す例示を参考に設定する。

(3) 現況把握

- ア 周辺地域における生活環境影響調査項目の現況を把握するために、既存の文献資料により現況把握を行うこととした。
- イ 予測に必要な自然的・社会的条件の現況も把握した。

(4) 予測

- ア 生活環境影響の予測は、計画している廃棄物処理施設の構造及び維持管理を前提として、一般的に用いられている予測手法により行った。
- イ 定量的な予測が可能なものについては計算により、それが困難なものについては同種の既存事例からの類推により行った。

(5) 影響の分析

- ア 生活環境影響の分析は、生活環境影響調査項目の現況把握、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮して行った。
- イ 環境基準等の目標と予測値を対比して、その整合性を検討すること、及び生活環境へ

の影響が実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについて事業者の見解を明らかにした。

(6) 生活環境影響調査の作成

生活環境影響調査の結果については次の内容を記載した生活環境影響調査としてとりまとめる。

- A 設置しようとする廃棄物処理の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの。
- B 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法。
- C 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために自然的条件、社会的条件の現況並びにその把握の方法。
- D 当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法。
- E 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果。
- F 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、これらに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由。
- G その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項。

事業計画の概要

事業計画の概要

1. 場 所 三重県鳥羽市白木町 18 番地の 31

2. 申請者

住 所 三重県鳥羽市白木町 18 番地の 31
丸又鋸業 株式会社
代表取締役 小久保 節儀

3. 内容

産業廃棄物中間処理施設

木くずの破碎機（法 15 条対象施設）

破碎機 2 基（1 基は既設）

既設分

機 種：自走式木材破碎機 BR120T

メーカー：株式会社 コマツ

能 力： 16.8 t/h 134.4 t/日（8h）

今回申請分

機 種：二軸シュレツダー HB180IV

メーカー：株式会社 リョーキ

能 力： 33.34 t/h 266.74 t/日（8h）

5. 目 的

現有破碎機では木くずの粗破碎するには効率的ではないため、新たに粗破碎用の破碎機を追加する計画です。

なお、新機械は粗破碎用、現有破碎機は細破碎用として一連で使用する予定ですが、別々に稼働する場合もある。

6. 理 由

弊社は現在木くず破碎機で木材のチップ化を行っておりますが、現有の機械では口径の大きな木くずを破碎しようとする時間がかかり、効率が悪くなっております。このため新たに口径のおおきな物も効率的に破碎できる破碎機を導入し、新機械で粗破碎（1次破碎）を行い、既設の機械で2次破碎を行いチップ化にする計画です。

生活環境への影響度に関する計画

1. 騒音対策

騒音元となる破砕機を深さ 7.5mの地下内に設置することにより騒音の低減を図る。

2. 振動対策

振動対策については、破砕機を堅固な基礎上に設置し、振動の発生を抑制することとします。

3. 悪臭対策

木くずを破砕する計画であり、悪臭が発生することは考えられません。

4. 粉塵対策

粉塵対策として飛散しないよう建屋内で作業を行う計画です。

5. 飛散流出防止対策

飛散流出について建屋内であり、またピット内で稼働することにより飛散流出はありません。

6. 雨水対策

敷地から国道 167 号線には勾配が付いており、また西側には 300×300 の側溝があり敷地内に雨水が流入することはありません。

維持管理に関する計画

1. 騒音対策

積み下ろしの際に衝撃音を出さないよう細心の注意を払って作業を行うこととします。

機械への投入に際し、細心の注意を払うことにより、衝撃音、摩擦音など騒音を出さないよう心がける。

機械に異常音が発生した場合には直ちに運転を中止し、機械の点検・修理を行い試験運転で異常音のないことを確認のうえ、作業を再開するものとします。

時間外には作業を行わない。

2. 振動対策

積み下ろし時の衝撃による振動が出ないように作業には注意します。

時間外には作業を行わない。

3. 粉塵対策

破碎は屋内で行うことにより粉じんの発生を防止する。

4. 飛散流出防止対策

粉塵等の飛散防止については地下施設であり、建屋もあるので飛散等は想定されませんが、搬入、搬出時には十分な注意を払い作業を行う。

屋外の保管場所については整理整頓を励行します。

生活環境影響要因の把握と
生活環境影響調査項目の選定

生活環境影響要因の把握

本事業の実施に伴う人為的活動要因について地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある要因として一般的に抽出される項目としては、以下のとおりである。

(1) 施設の稼働

施設の稼働により、粉じんの発生及び騒音・振動の発生が想定される。

(2) 施設からの悪臭の漏洩

施設からの漏洩による悪臭の発生が想定される。

(3) 施設からの排水の排出

施設から排出される排水により、水質汚濁の発生が想定される。

(4) 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両の走行により、自動車排気ガスによる大気汚染及び騒音・振動の発生が想定される。

現況把握

周辺地域の自然的条件及び社会的条件については次の項目を把握するものとする。

- 大気質：気象、周辺の土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- 騒音：周辺の土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源
- 振動：周辺の土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源
- 悪臭：気象、周辺の土地利用、人家等及び主要な発生源

気象

気象については降雨量及び風向、風速を調査

鳥羽市の過去最大降雨量

時間雨量 103 mm 2022年8月21日

日雨量 423 mm 1982年8月3日

日最大風速・風向 18.0m/s 北北西 2018年7月29日

日最大瞬間風速・風向 29.7m/s 南西 2009年10月8日

周辺の土地利用

地形の状況：鳥羽市白木町第二伊勢道路の終点付近で谷地にあります。住宅団地があります。

鳥羽市役所まで北方向約 6.5 k m

第二伊勢道路の終点まで西方向 0.2 k m

近鉄志摩線白木駅まで西方向 0.3 k m

進入道路 国道 167 号線

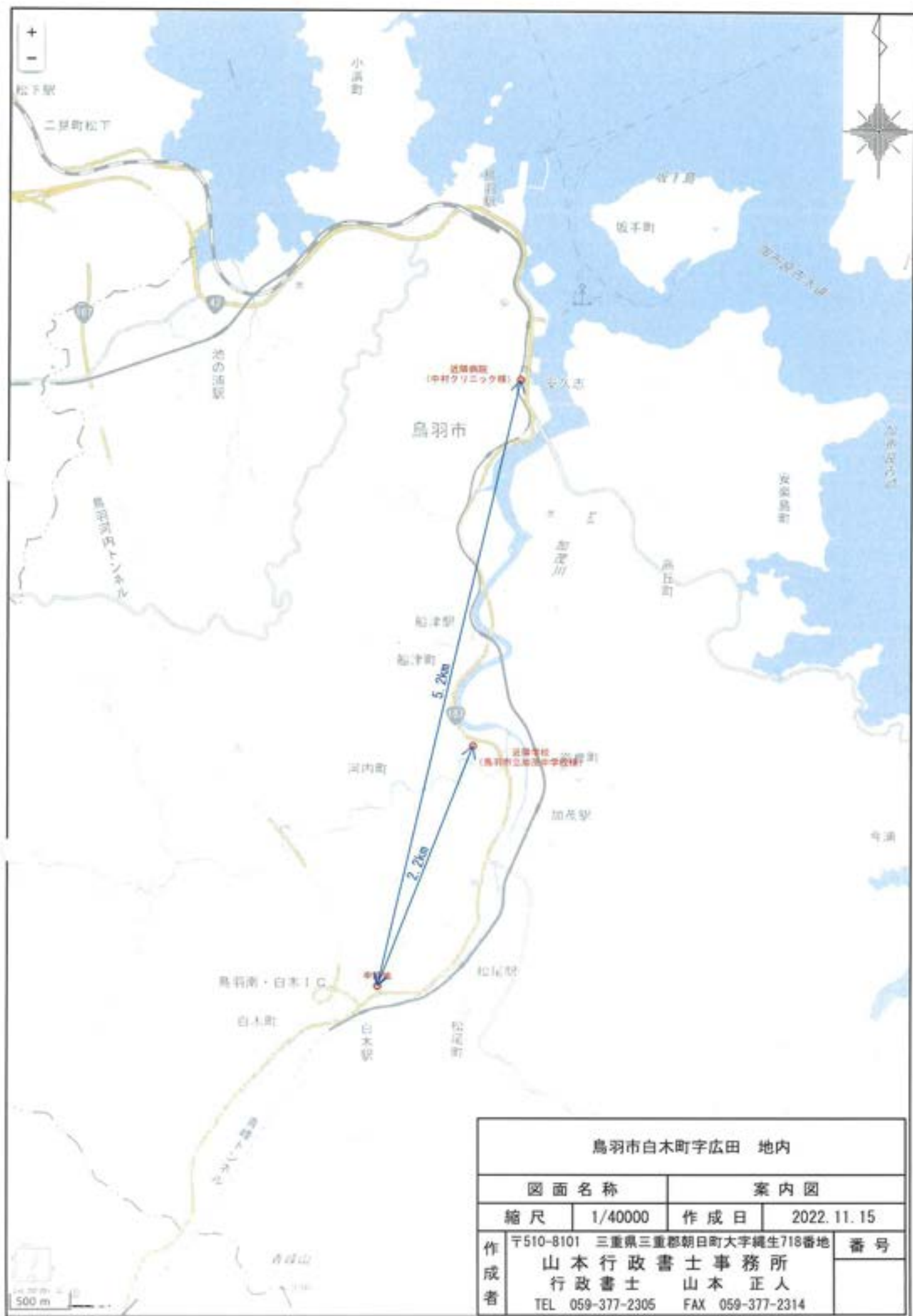
交通量 10, 344 台 (24 時間) 交通量センサス
鳥羽市岩倉

用途地域

無指定

主要な発生源

近隣には騒音、振動、悪臭を発生する施設はありません。



鳥羽市白木町字広田 地内

図面名称		案内図	
縮尺	1/40000	作成日	2022.11.15
作成者	〒510-8101 三重県三重郡朝日町大字純生718番地		番号
	山本行政書士事務所		
	行政書士 山本 正人		
TEL 059-377-2305		FAX 059-377-2314	

鳥羽 平年値(年・月ごとの値) 主要要素

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ合計 (cm)	最深積雪 (cm)
統計期間	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020	1991~ 2020	1994~ 2020	1991~ 2020	///	///
資料年数	30	30	30	30	27	30	0	0
1月	82.4	5.2	8.9	1.6	2.8	180.6	///	///
2月	90.2	5.5	9.5	1.7	2.8	167.6	///	///
3月	174.3	8.6	13.2	4.3	2.8	191.4	///	///
4月	212.2	13.7	18.6	9.0	2.5	194.9	///	///
5月	256.3	18.2	23.0	13.7	2.1	199.4	///	///
6月	264.3	21.7	25.9	18.2	1.7	148.9	///	///
7月	204.6	25.8	30.0	22.5	1.7	182.9	///	///
8月	187.0	26.9	31.2	23.5	1.8	215.6	///	///
9月	399.0	23.5	27.4	20.3	1.8	152.1	///	///
10月	330.1	18.1	21.9	14.6	1.9	158.3	///	///
11月	141.9	12.6	16.5	8.7	2.1	160.2	///	///
12月	86.4	7.6	11.4	3.7	2.4	176.9	///	///
年	2428.5	15.6	19.8	11.8	2.2	2128.7	///	///

観測史上1～10位の値(年間を通じての値)

鳥羽(三重県)

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間
日降水量 (mm)	423 (1982/8/3)	396.0 (2017/10/22)	326 (1991/9/19)	288 (1998/5/29)	283 (2001/9/10)	281.0 (2019/10/12)	263 (1997/7/26)	257 (1982/9/12)	247.0 (2015/9/9)	243 (1988/7/14)	1977/12 2022/10
日最大10分間降水量 (mm)	23.0 (2022/8/21)	20.5 (2021/8/17)	20.0 (2019/9/5)	20.0 (2012/9/30)	20.0 (2008/8/30)	19.5 (2022/9/3)	18.5 (2015/9/6)	19.5 (2011/7/19)	18.5 (2012/10/23)	18.0 (2022/5/27)	2008/3 2022/10
日最大1時間降水量 (mm)	103 (1982/8/3)	84 (1980/10/14)	79.0 (2019/9/5)	78.0 (2022/8/21)	76.0 (2021/8/17)	75.5 (2015/9/9)	72.5 (2008/8/30)	72 (1988/5/29)	72 (1994/9/17)	69.0 (2022/9/3)	1977/12 2022/10
月降水量の多い方から (mm)	896.5 (2017/10)	820 (2004/10)	799 (1991/9)	759.5 (2019/10)	742 (1980/9)	716.5 (2022/8)	708.5 (2015/9)	707.5 (2018/9)	688 (1982/8)	683 (1988/5)	1977/12 2022/9
月降水量の少ない方から (mm)	0.0 (2011/1)	0 (1988/12)	2 (2005/12)	5 (1998/12)	7 (1998/11)	11 (1999/12)	11 (1983/12)	12 (1982/1)	13.0 (2020/12)	14 (1987/12)	1977/12 2022/9
年降水量の多い方から (mm)	3609 (1998)	3273.0 (2021)	3053 (1991)	2958 (1982)	2826 (2003)	2822.5 (2020)	2810 (2004)	2808 (1989)	2795.0 (2006)	2725.0 (2010)	1977年 2021年
年降水量の少ない方から (mm)	1276 (2005)	1358 (1984)	1414 (1987)	1731.0 (2013)	1736 (1978)	1883 (1981)	1892 (1986)	1924 (2007)	1970 (1996)	2009 (1994)	1977年 2021年
日最高気温の高い方から (℃)	38.3 (1984/8/5)	37.5 (2013/8/22)	37.1 (2013/8/10)	37.0 (1994/7/15)	36.9 (2001/8/1)	36.9 (1994/8/2)	36.7 (2002/8/7)	36.6 (2018/7/22)	36.6 (2013/8/11)	36.6 (2010/8/12)	1977/12 2022/10
日最高気温の低い方から (℃)	1.1 (1998/2/2)	1.1 (1981/2/26)	1.2 (1985/1/30)	1.7 (1984/2/4)	1.8 (1984/2/7)	1.9 (1997/1/22)	2.0 (1997/2/22)	2.0 (1984/2/17)	2.2 (2004/1/22)	2.2 (2000/1/21)	1977/12 2022/10
日最低気温の高い方から (℃)	28.1 (2013/8/11)	27.8 (1994/8/4)	27.7 (1991/9/2)	27.6 (1984/8/3)	27.5 (1987/7/23)	27.4 (1984/8/12)	27.3 (2018/8/13)	27.3 (1994/8/6)	27.3 (1994/8/5)	27.2 (2001/7/12)	1977/12 2022/10
日最低気温の低い方から (℃)	-5.2 (1997/1/22)	-4.9 (2009/1/25)	-4.9 (1981/2/27)	-4.5 (1991/2/24)	-4.5 (1981/2/26)	-4.3 (1999/2/5)	-4.2 (1999/2/4)	-4.1 (2006/2/10)	-4.0 (2018/2/12)	-3.9 (2018/2/13)	1977/12 2022/10
月平均気温の高い方から (℃)	28.5 (2020/8)	28.4 (1995/8)	28.2 (1984/8)	28.1 (2013/8)	28.1 (2010/8)	28.0 (1984/8)	27.9 (1983/8)	27.8 (1984/7)	27.8 (1978/8)	27.8 (2018/8)	1977/12 2022/9
月平均気温の低い方から (℃)	3.5 (1996/2)	3.5 (1984/2)	3.5 (1984/1)	3.5 (1981/1)	3.8 (2011/1)	3.8 (2000/2)	3.9 (2008/2)	3.9 (1986/2)	4.1 (2003/1)	4.1 (1986/1)	1977/12 2022/9
年平均気温の高い方から (℃)	16.5 (2004)	16.5 (1990)	16.4 (1987)	16.4 (1979)	16.3 (2020)	16.3 (2018)	16.1 (2021)	16.1 (2019)	16.1 (1998)	16.1 (1984)	1977年 2021年
年平均気温の低い方から (℃)	14.4 (1996)	14.9 (1981)	15.0 (1997)	15.0 (1995)	15.2 (1993)	15.2 (1980)	15.3 (2017)	15.3 (2014)	15.3 (2012)	15.3 (2006)	1977年 2021年
日最小相対湿度 (%)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
日最大風速・風向 (m/s)	18.0 北北西 (2018/7/29)	17.4 北北西 (2011/9/21)	15.8 北北西 (2014/10/6)	15.3 北北西 (2013/10/16)	14.9 北北西 (2012/9/30)	14.8 北北西 (2018/7/28)	14.0 南東 (2015/12/11)	14 南南東 (2004/6/21)	14 北北西 (2001/9/22)	13.5 北北西 (2019/10/12)	1994/2 2022/10
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	29.7 南西 (2009/10/8)	29.5 南南東 (2018/9/4)	27.9 北北西 (2011/9/21)	27.7 北西 (2012/9/30)	27.2 南 (2018/9/30)	26.9 北北西 (2018/7/28)	26.2 南南東 (2015/12/11)	26.2 南南東 (2011/9/4)	25.6 南南東 (2017/9/17)	25.5 北 (2013/10/16)	2006/3 2022/10
月間日照時間の多い方から (h)	217.6 (2021/7)	214.8 (2021/4)	205.4 (2021/12)	200.6 (2022/3)	195.6 (2022/8)	193.7 (2021/11)	193.5 (2022/7)	191.1 (2022/5)	189.1 (2022/2)	184.5 (2022/4)	2021/3 2022/9
月間日照時間の少ない方から (h)	106.9 (2021/9)	155.9 (2022/9)	157.7 (2021/5)	158.5 (2021/6)	169.4 (2021/8)	170.8 (2022/8)	171.3 (2022/1)	175.1 (2021/10)	184.5 (2022/4)	189.1 (2022/2)	2021/3 2022/9
年間日照時間の多い方から (h)	1773.4 (2021)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	2021年 2021年
年間日照時間の少ない方から (h)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	2021年 2021年

▶ 2021年3月2日より、アメダスの日照時間は「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値となりましたので、それまでの日照計による観測値との統計を切断了。詳しくは、要素ごとの値の補足説明をご覧ください。

▶ 2021年3月1日までの日照計による観測値の極値・順位値については、2021年3月1日までの地点ごとの観測史上1位～10位の値(日照時間)(フォーマット表)をご覧ください。

生活環境影響調査の対象としなかった項目

およびその理由

本生活環境影響調査において調査対象しなかった項目とその理由を次に示す。

調査対象として選定しなかった項目とその理由

調査事項	選定しなかった項目と理由
運搬車両の走行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質 (SPM)	進入道路1日の車両交通量により二酸化炭素、浮遊粒子状物質 (SPM) についての影響はありと考えられます。 国道167号線の交通量は10,344台であります。 弊社の1日あたりの搬入・搬出車両(予定)は1日2台程度と考えております。廃棄物の搬入・搬出の交通量による環境負荷にかかる影響は微少であり、運搬車両の走行による二酸化窒素、及び浮遊粒子物質が大きく変化することはないと考えられるため調査項目としては選定しなかった。
水質汚濁	当施設は破碎工程のみで汚水の発生ありません。 このため調査項目としては選定しなかった。
運搬車両の走行による騒音	主要搬入道路である国道167号線は1日の交通量が約10,000台と多く弊社の搬入・搬出車両は約2台以下である。車両の走行による騒音の影響は僅少であり、走行車両の騒音の影響については選定しなかった。
運搬車両の走行による振動	上記と同様で、振動の影響は僅少であり、走行車両の影響は選定しなかった。
粉じん	粉じんについては、破碎に伴う粉塵が考えられますが、破碎は屋内でおこなうことで粉塵発生を防止することから、調査項目として選定しなかった。
悪臭	悪臭の発生施設ではありません。 このため調査項目としては選定しなかった。

生活環境影響要因

本事業の実施に伴う人為的活動要因について地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのある要因として一般的に抽出される項目としては以下のとおりである。

- (1) 施設の稼働
施設の稼働により、粉じんの発生及び騒音・振動の発生が想定される。
- (2) 施設からの悪臭の漏洩
施設からの漏洩による悪臭の発生が想定される。
- (3) 施設からの排水の排出
施設から排出される排水により、水質汚濁の発生が想定される。
- (4) 廃棄物運搬車両の走行
廃棄物運搬車両の走行により、自動車排気ガスによる大気汚染及び騒音・振動の発生が想定される。

生活環境影響調査項目の選定

「生活環境影響要因の把握」により影響のおそれがあると想定された環境要因について、周辺環境の特性及び生活環境影響要因の内容、程度を検討し、生活環境影響調査項目を選定した。

調査項目について

生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	施設排水の 排出	廃棄物運搬 車両の走行
	生活環境影響調査項目				
大気汚染	粉じん	屋内設置			選定しない
	二酸化窒素				選定しない
	浮遊粒子状物質 (SPM)				選定しない
水質汚濁				選定しない	
騒音	騒音レベル	○			選定しない
振動	振動レベル	○			選定しない
悪臭			選定しない		

調査項目

粉塵

破砕機を屋内に設置することにより粉塵対策を行うことで調査は行わない。

騒音

調査地点の選定方法としては、破砕機の音源から直近方向の敷地境界に4方向を対象としました。

発生源のデータはメーカーからの資料によりその地点の騒音値を計算する。

振動

騒音と同様破砕機の振源から敷地境界に直近方向を対象としました。

メーカーからの資料によりその地点の振動値を計算する。

調 查 結 果

調査結果

1. 粉じん

粉塵の発生の防止策については、屋内で事業を行うことにより粉塵の発生を抑制することで生活環境への影響がないようにします。

2. 騒音、振動

調査地点は機械（破碎機）から敷地境界までの4方向で騒音、振動の予測調査を行った。

調査結果

振動の予測

最大値	東方向	51.8 dB
-----	-----	---------

騒音の予測

騒音値	西方向	58.8 dB
-----	-----	---------

振動

振動予測値

北方向	50.5 d B
東方向	51.8 d B
西方向	49.3 d B
南方向	47.5 d B

以上により最大値は東方向の 51.75 d B となる。

これは振動規制法の規制基準値内（昼間 65 d B）でした。

騒音

北方向	57.5 d B
東方向	52.0 d B
西方向	58.8 d B
南方向	53.5 d B

以上により最大値は西方向の 58.8 d B となる。

これは騒音規制法の規制基準値内（昼間 60 d B）でした。

振動値、騒音値とも規制基準値内であります。

なお、予測結果は計算によるものであるため、実際の運転において基準値を超えた場合追加の対策を講じます。

騒音規制法、振動規制法による騒音・振動の規制基準

越える

地域の区分 都市計画区域で用途地域の定められていない地域

区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
昼夜区分					
時間	8時～19時	6時～8時 19～22時	22時～ 翌日の6時	7時～20時	20時～ 翌日の7時
その他地域	60 d B	55 d B	50 d B	65 d B	60 d B

稼働時間 午前 8 時から午後 5 時まで

騒音	（昼間）	60 d B
振動	（昼間）	65 d B

振動合成値の計算

北方向

L1= 40.68 dB HB-180IV
L2= 50.03 dB BR120T

$$L = 10 \times \log \left(10^{\frac{L1}{10}} + 10^{\frac{L2}{10}} \right)$$

$$L = 10 \times \log \left(10^{\frac{40.68}{10}} + 10^{\frac{50}{10}} \right)$$

$$= 10 \times \log \left(11,694.99 + 100,693.17 \right)$$

$$= 10 \times \log \left(112,388.16 \right)$$

$$= 50.51 \text{ dB}$$

東方向

L1= 41.69 dB HB-180IV
L2= 51.30 dB BR120T

$$L = 10 \times \log \left(10^{\frac{L1}{10}} + 10^{\frac{L2}{10}} \right)$$

$$L = 10 \times \log \left(10^{\frac{41.69}{10}} + 10^{\frac{51.3}{10}} \right)$$

$$= 10 \times \log \left(14,757.07 + 134,896.29 \right)$$

$$= 10 \times \log \left(149,653.35 \right)$$

$$= 51.75 \text{ dB}$$

西方向

L1= 38.82 dB HB-180IV
L2= 48.95 dB BR120T

$$L = 10 \times \log \left(10^{\frac{L1}{10}} + 10^{\frac{L2}{10}} \right)$$

$$L = 10 \times \log \left(10^{\frac{38.82}{10}} + 10^{\frac{49}{10}} \right)$$

$$= 10 \times \log \left(7,620.79 + 78,523.56 \right)$$

$$= 10 \times \log \left(86,144.35 \right)$$

$$= 49.35 \text{ dB}$$

南方向

L1= 40.19 dB HB-180IV
L2= 46.61 dB BR120T

$$L = 10 \times \log \left(10^{\frac{L1}{10}} + 10^{\frac{L2}{10}} \right)$$

$$L = 10 \times \log \left(10^{\frac{40.19}{10}} + 10^{\frac{46.6}{10}} \right)$$

$$= 10 \times \log (10,447.20 + 45,814.19)$$

$$= 10 \times \log (56,261.39)$$

$$= 47.50 \text{ dB}$$

振動の予測値の計算

各計算地点(受振点)における振動レベルの計算式としては、以下に示す距離減衰式を用いる。

$$L_p = L_{p0} - 10 \log_{10} \frac{r}{r_0} - 8.7 \alpha (r - r_0)$$

L_p : 受振点における振動レベル(dB(A))

L_{p0} : 振動源から距離 r_0 (m)離れた地点における振動レベル(dB(A))

r : 振動源から受振点までの距離(m)

r_0 : 振動源から基準点までの距離(m)

α : 地盤による減衰定数(0.01 を用いた)

各機械別振動予測値

HB-180IV

位置	測定値	距離		減衰定数	計算式		振動予測値	
	L_{po}	r	r_0	α	$10\log_{10}\frac{r}{r_0}$	$8.7\alpha(r-r_0)$	L_p	備考
北方向	47	29.17	10	0.01	4.65	1.67	40.68	前面
東方向	46	21.45	10	0.01	3.31	1.00	41.69	右側
西方向	44	24.62	10	0.01	3.91	1.27	38.82	左側
南方向	48	35.91	10	0.01	5.55	2.25	40.19	後側

BR120T

位置	測定値	距離		減衰定数	計算式		振動予測値	
	L_{po}	r	r_0	α	$10\log_{10}\frac{r}{r_0}$	$8.7\alpha(r-r_0)$	L_p	備考
北方向	57	24.51	7	0.01	5.44	1.52	50.03	前面
東方向	56	16.92	7	0.01	3.83	0.86	51.30	右側
西方向	57	28.83	7	0.01	6.15	1.90	48.95	左側
南方向	57	39.74	7	0.01	7.54	2.85	46.61	後側

振動値の最大予測値は北方向の51.30であり
振動規制法による規制値を満足しております。

振動規制法に基づく振動の規制基準 65dB

参考

振動計算値

FORUS HB-180IV

基準距離 ro:	10	幾何減衰定数n:	0.5	内部減衰係数a:	0.02
----------	----	----------	-----	----------	------

基準距離での振動レベル				
No.	1	2	3	4
実測値	Lo (dB)	Lo (dB)	Lo (dB)	Lo (dB)
	47	46	48	44

予測距離での振動レベル				
No.	1	2	3	4
予測距離r:	Lr (dB)	Lr (dB)	Lr (dB)	Lr (dB)
5m	50.9	49.9	51.9	47.9
50m	33.1	32.1	34.1	30.1
100m	21.4	20.4	22.4	18.4
200m	1.0	※	2.0	※
300m	※	※	※	※

※部は、値が負のため0とします。

【備考】

使用計算式: $L_r = L_o - 20 \log(r/r_o) - 8.68a(r-r_o)$

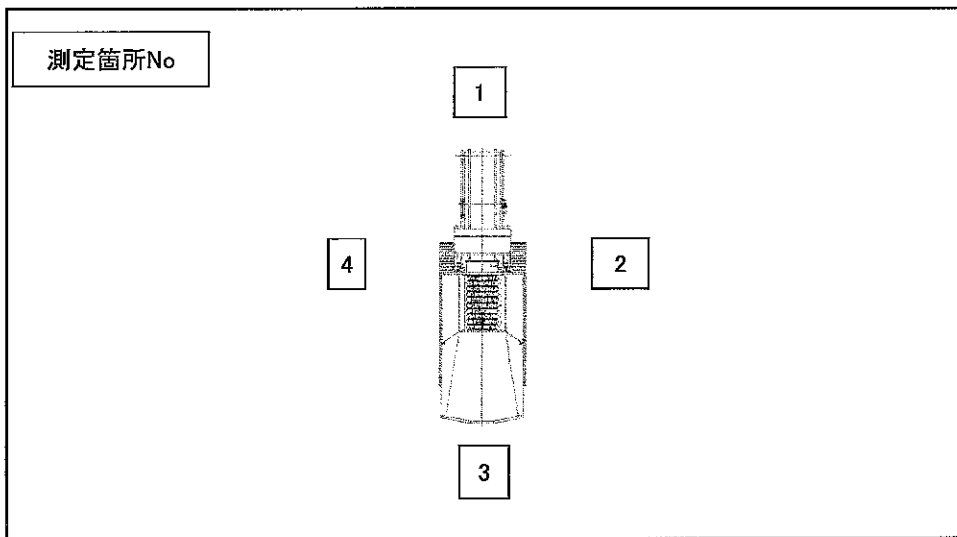
Lr: 振動発生源からr(m)の距離における振動レベル(予測値dB)

Lo: 振動発生源からro(m)の距離における振動レベル(実測値dB)

n: 幾何減衰定数(表面波の場合: 1/2)

a: 地盤の内部減衰係数(粘土: 0.01~0.02、シルト: 0.02~0.03)

※ 実際の距離減衰量は発生源の設置状況や地盤の状況等、さまざまな要因で変化します。またこの他にも種々の計算式があります。



参考

騒音計算値

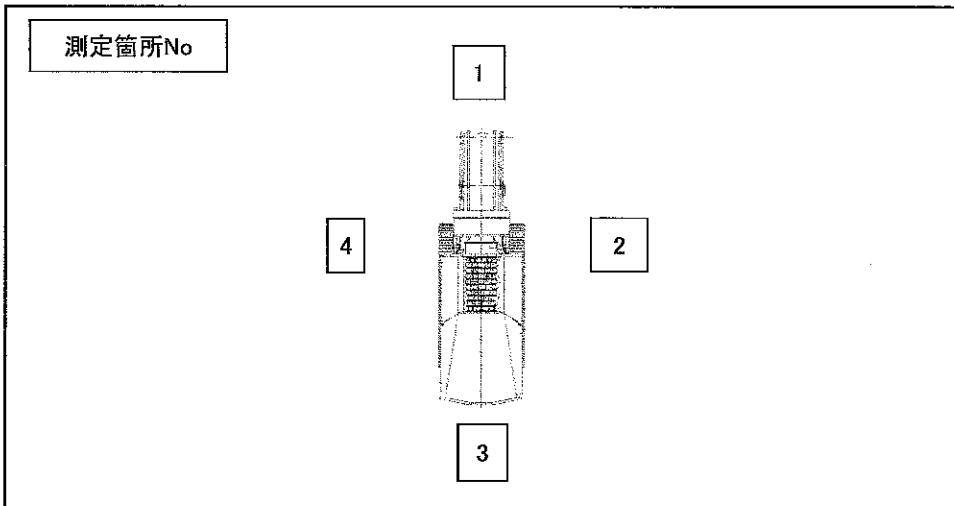
FORUS HB-180IV

基準 距離d1:	m 10
----------	---------

基準距離での騒音レベル				
No.	1	2	3	4
実測値	L1 (dB)	L1 (dB)	L1 (dB)	L1 (dB)
	70	69	72	68

予測距離での騒音レベル				
No.	1	2	3	4
予測距離d2:	L2 (dB)	L2 (dB)	L2 (dB)	L2 (dB)
5m	76.0	75.0	78.0	74.0
50m	56.0	55.0	58.0	54.0
100m	50.0	49.0	52.0	48.0
200m	44.0	43.0	46.0	42.0
300m	40.5	39.5	42.5	38.5

【備考】 使用計算式: $L2=L1-20\log(d2/d1)$ 、音源が距離に対して十分小さい(点音源)と仮定した場合の式です。

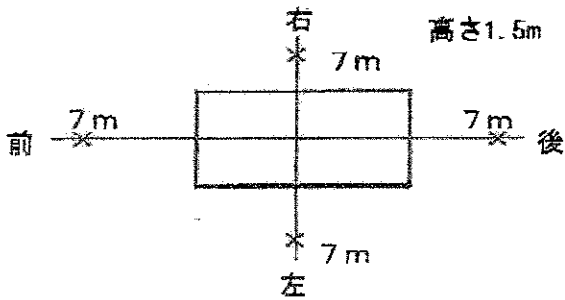


BR120T 周囲環境影響度



1. 騒音 <実測機→測定位置>

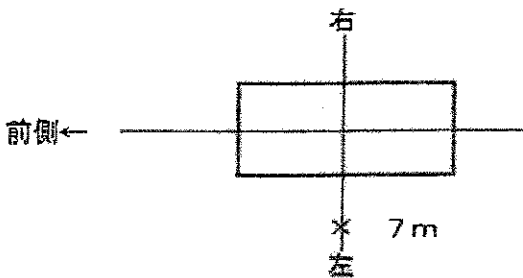
- (1) 測定日 2000年12月8日
- (2) 測定場所 綾小松製作所 松田試験所内
- (3) 測定員 開発本部 建機第三開発部の 品質保証グループ 笹沼、古島
- (4) 測定装置 RION NL-05A (積分形普通騒音計)、VM-1.6 (公害振動レベル計)
- (5) 測定条件 天候：晴れ
路面：平坦な砂質土路面



単位dB (A)

機種	作業条件		測定位置				
			前側	後側	左側	右側	A ⁷ 平均
BR120T	全作業機OFF		71.3	77.6	79.2	77.2	77.1
(192ps)	全作業機ON	無負荷	80.9	80.3	81.6	81.9	81.2

地盤振動



<基準値>

- A: 振動規制法内特定建設作業における振動規制基準 (作業場所の敷地境界線)
- B: 東京都公害防止条例施行規則振動基準 ((工場)敷地境界線)

単位dB (VL)

機種	作業条件		測定位置		地盤条件	基準値	
			左側	右側		A	B
BR120T	走行時(クランچOFF)		45.0	44.0	松田 試験場	—	—
(192ps)	作業時	無負荷	38.0	38.0		—	—
	(クランچON)	実作業	57.0	56.0	(関東D-A)	75以下	65以下



BR120T 既設破砕機
 HB-180IV 今回申請機械

- 境界杭凡例
- ⊗ : プラスチック杭
 - ⊙ : 金属杭
 - ◇ : プレート

鳥羽市白木町 地内			
図面名称	施設配置図		
縮尺	1/300	作成日	2022.11.
作成者	〒510-8101 三重県三重郡朝日町大字純生718番地		
	山本行政書士事務所		
	行政書士 山本正人		
	TEL 059-377-2305 FAX 059-377-2314		
番号			

産業廃棄物処理施設設置申請に伴う

騒音予測

報告書

令和5年4月

丸又鋳業株式会社

目次

第1章 施設の設置に関する計画等.....	1
第1節 施設の設置者の氏名及び住所.....	1
第2節 施設の設置場所.....	1
第3節 設置する施設の種類.....	2
第4節 施設において処理する産業廃棄物の種類.....	2
第2章 騒音の予測評価.....	5
第1項 関係法令の整理.....	5
(1) 環境基準.....	5
(2) 規制基準.....	6
第2項 現地調査結果(暗騒音).....	7
第3項 予測および影響の分析方法.....	8
(1) 予測対象時期.....	8
(2) 予測項目.....	8
(3) 予測方法.....	8
第4項 予測結果.....	10
(1) 予測条件.....	10
(2) 予測結果.....	13
1) 寄与騒音レベル.....	13
2) 将来騒音レベル(暗騒音レベルとの合成).....	14

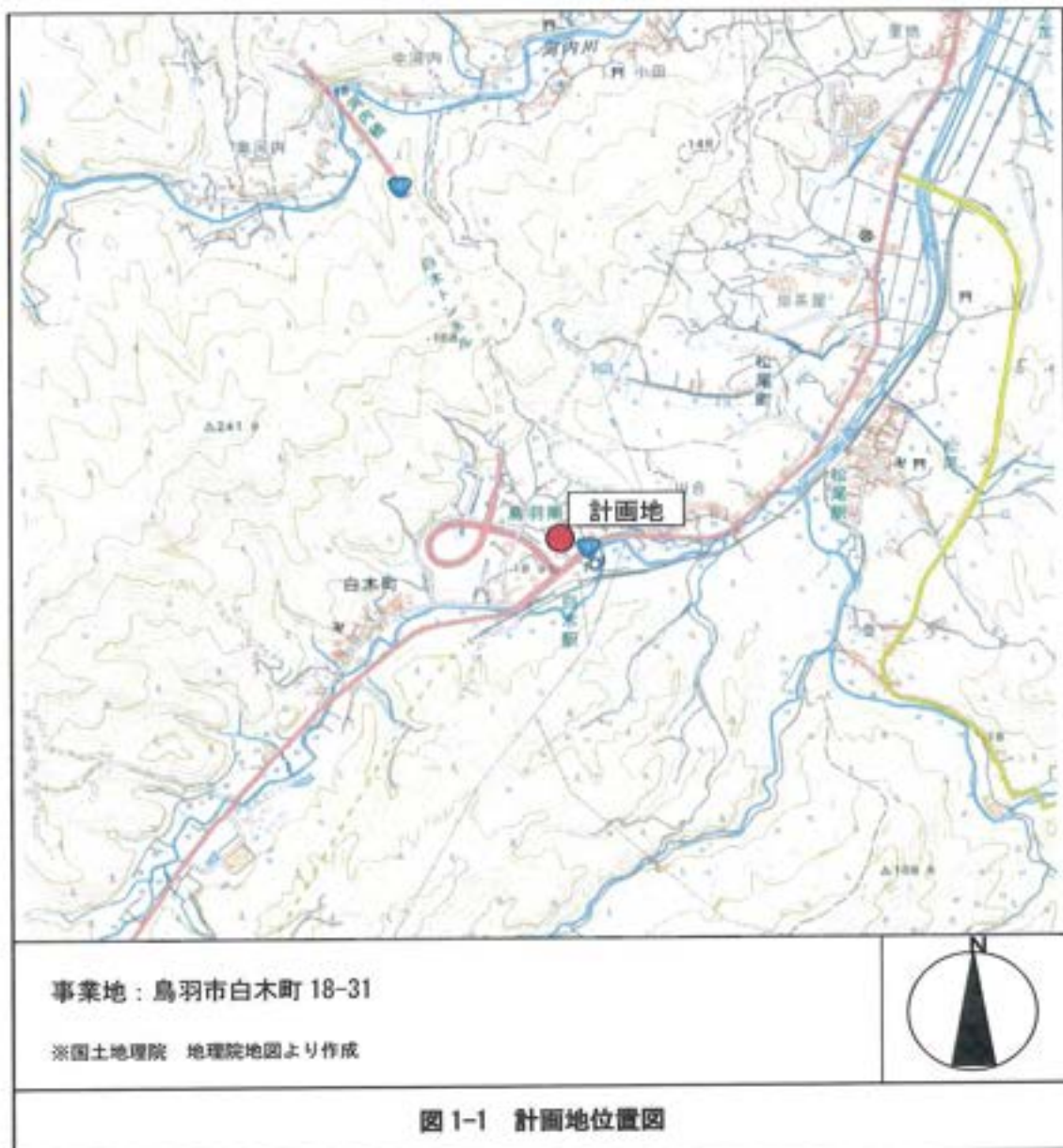
第1章 施設の設置に関する計画等

第1節 施設の設置者の氏名及び住所

名 称：丸又鉱業株式会社
代表取締役 小久保 節儀
住 所：鳥羽市白木町 18-31

第2節 施設の設置場所

住 所：鳥羽市白木町 18-31 (図 1-1)



第3節 設置する施設の種類

破碎施設

第4節 施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

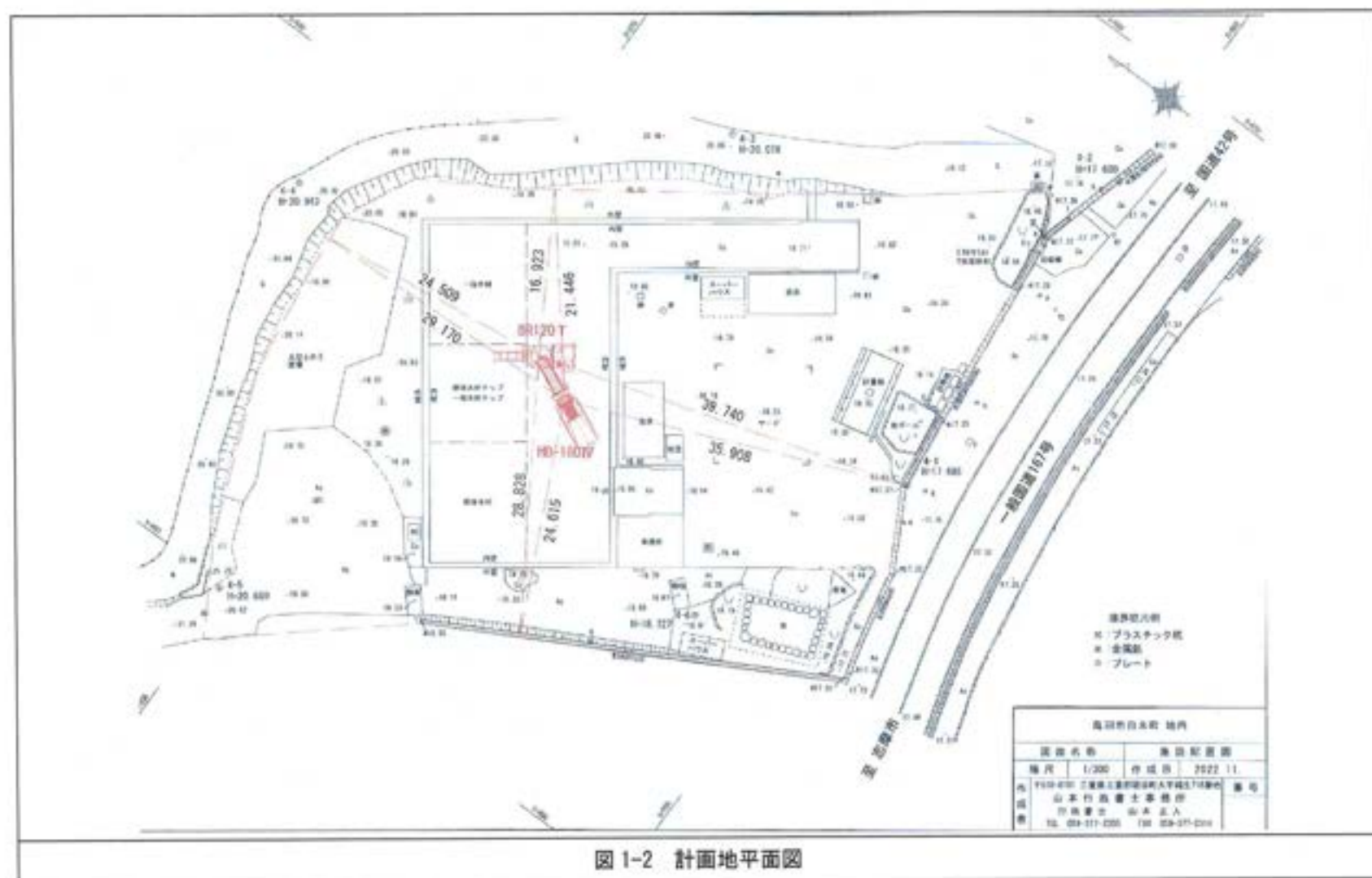


図 1-2 計画地平面図

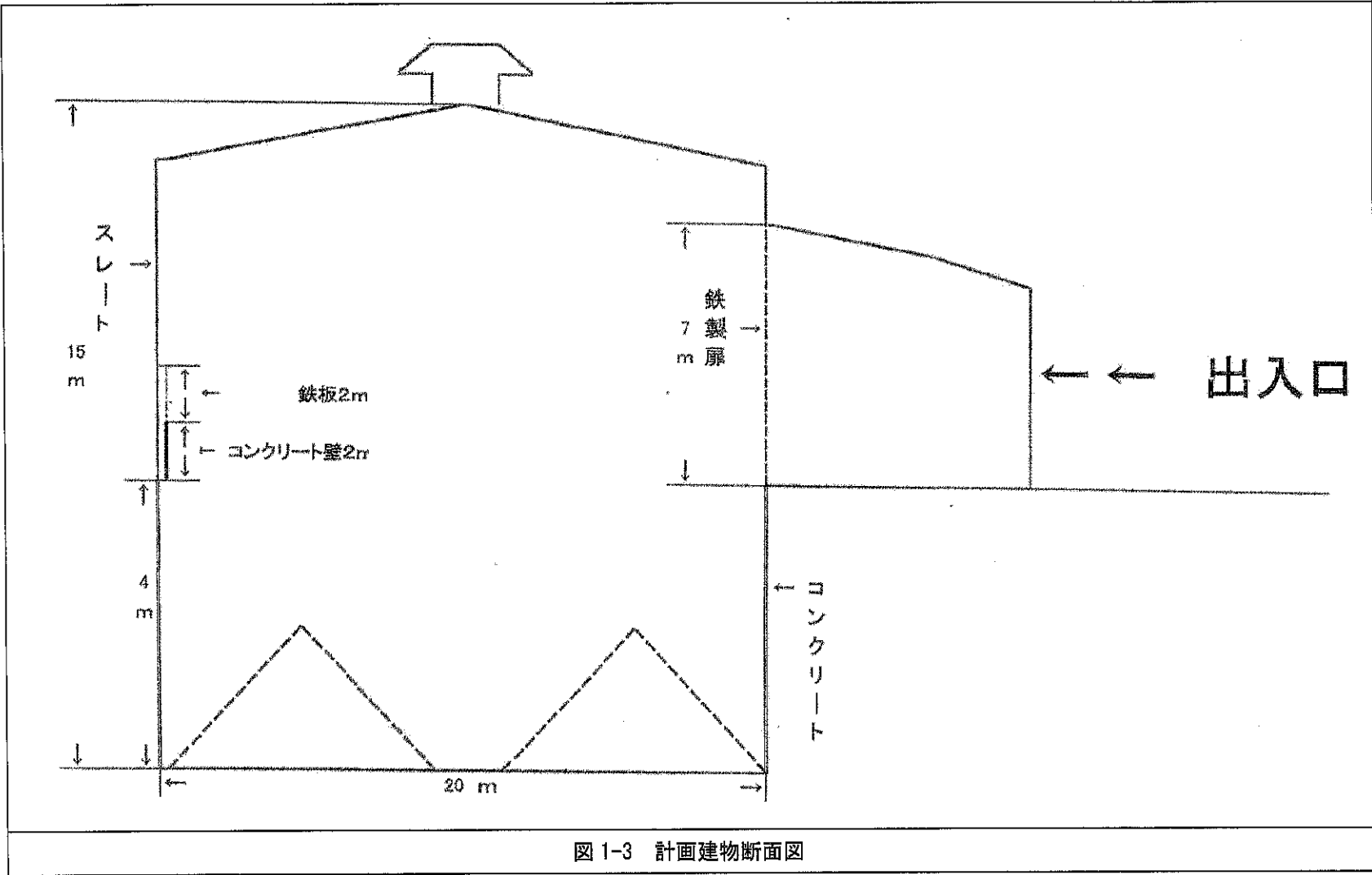


図 1-3 計画建物断面図

第2章 騒音の予測評価

第1項 関係法令の整理

(1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、道路に面する地域及び道路に面する地域以外の地域について表2-1に示すとおり定められている。また、三重県における騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況は表2-2に示すとおりである。なお、計画施設は、未指定地域に該当する基準値があてはまる(表の塗りつぶした箇所が該当する)。

表2-1 騒音に係る環境基準

単位：dB

地域の区分および類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特例	
	AA	AおよびB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域		
基準値	昼間	50以下	55以下	60以下	60以下	65以下	70以下 *45以下
	夜間	40以下	45以下	50以下	55以下	60以下	65以下 *40以下
備考	1. 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2. 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで 3. *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる） 4. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない						

出典)平成10年環境庁告示第64号

表2-2 環境基準の地域類型の指定

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典)平成11年県告示160号

(2)規制基準

騒音規制法第4条第1項および三重県生活環境の保全に関する条例により、特定施設を設置する工場又は事業所（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の規制基準は、特定工場等の敷地境界における基準値として、表2-3に示すように定められている。なお、計画施設は、未指定地域に該当する基準値があてはまる(表の塗りつぶした箇所が該当する)。

表 2-3 騒音規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 6～8時	昼間 8～19時	夕 19～22時	夜間 22～翌6時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB
工業地域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB
その他の地域(工業専用地域を除く)	55 dB	60 dB	55 dB	50 dB
備考) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。				

出典)三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 22 条別表第 12

第2項 現地調査結果(暗騒音)

計画地の騒音状況(暗騒音レベル)を把握するために、現地調査を実施した。対象は計画地における施設停止時の騒音とした。

騒音調査地点は、図2-1に示した敷地境界東側とした。調査日は、本計画事業所の通常稼働日の平日の施設停止時とした。

調査は、JIS-Z-8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し実施した。使用した騒音計は表2-4に示すとおり、JIS-C-1509の付属書に適合する騒音計を使用した。

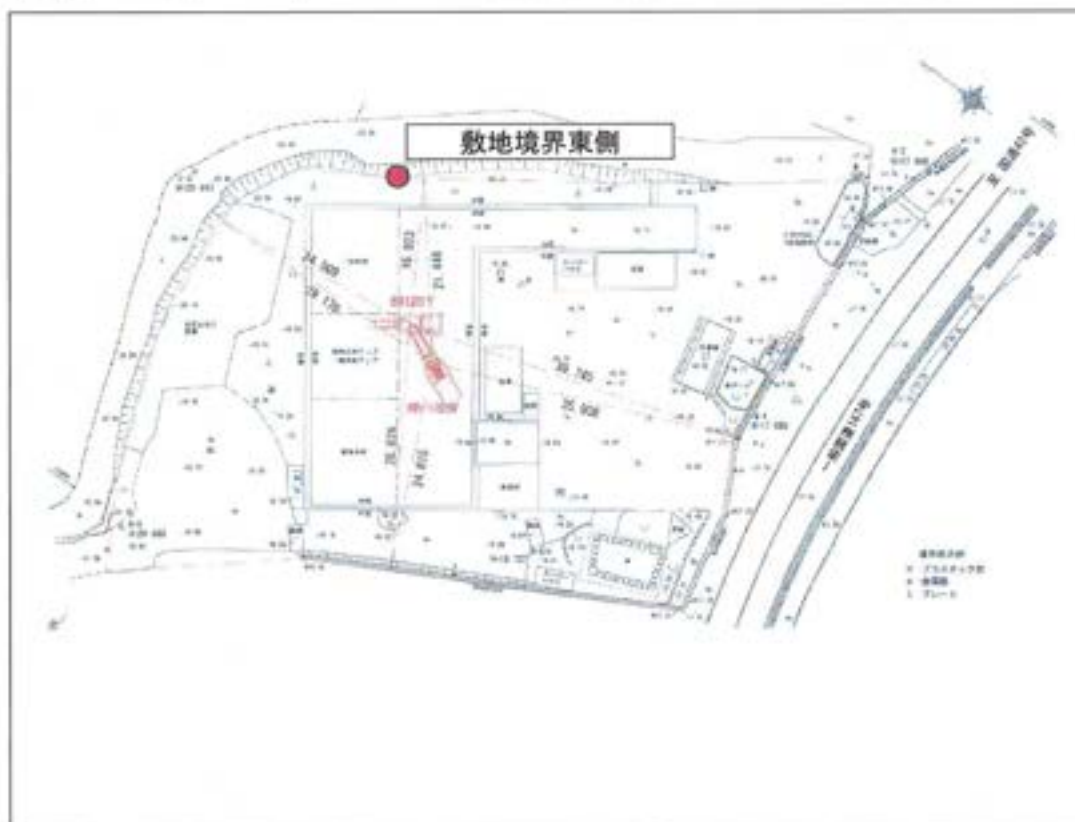


図2-1 騒音振動測定地点

表2-4 測定使用機器

項目	測定機器名	メーカー(型式)	規格(JIS)
騒音レベル	積分型普通騒音計	リオン製(NL-42)	JIS C 1509

測定の結果、敷地境界東側では 37dB(L5)であった。主な音源は南側道路通行車両音と鳥の鳴き声であったが除外した結果である。

表 2-5 暗騒音測定結果

単位：dB(A)

測定地点	Leq	L5	L50	L95	Lmax	Lmin
東側敷地境界	34.6	37	34	32	38.6	31.2

測定地点：敷地境界東側

測定日：令和5年1月24日(火)

※ Leq：等価騒音レベル

L₅：時間率騒音レベル（90%レンジの上端値）

L₅₀：時間率騒音レベル（中央値）

L₉₅：時間率騒音レベル（90%レンジの下端値）

第3項 予測

(1) 予測対象時期

計画施設が定常的に運転される時期とした。

(2) 予測項目

敷地境界騒音レベル

(3) 予測方法

1) 予測範囲

事業計画地敷地境界線上とした。

2) 予測手法

施設の稼働に伴う騒音レベルの予測は、以下に示す基本的手順で行った。予測方法は、騒音伝播理論式に基づくものとした。

① 発生源のパワーレベル

発生源のパワーレベルは、機械周辺で測定した騒音レベルを基に、次に示す騒音減衰式から逆算して求めた。メーカー測定値や同型施設のパワーレベルが明らかな場合は、その値を採用した。

$$L_r = L_w - 20 \log r - 8$$

ここに、

L_r：発生源から r (m)離れた地点の騒音レベル (dB)

L_w：発生源のパワーレベル (dB)

r：音源から受音点までの距離 (m)

② 室内における騒音レベル

発生源から r₁m 離れた点の騒音レベル(L₁)は、次に示した式を用いて求めた。

$$L_1 = L_w + 10 \log (Q/4 \pi r_1^2 + 4/R)$$

ここに、

L_w：発生源のパワーレベル (dB)

Q：音源の方向係数(床上に音源がある場合 Q=2とする)

r_1 :音源から受音点までの距離(m)
 R :室定数(m^2)
 $R = S\alpha / 1 - \alpha$
 S :室内全表面積(m^2)
 α :平均吸音率

③外壁面からの騒音レベル

外壁面における騒音レベル(L_{w0})は、次式によって求めた。

$$L_{w0} = L_{in} - TL - 6$$

ここに、

L_{w0} :外壁面における騒音レベル (dB)

L_{in} :外壁面内側の騒音レベル (dB)

TL:透過損失(dB)

外壁面からの d (m)離れた地点における騒音レベルの伝搬は、次式によって求めた。なお式中の S' は外壁面を分割した面積で、それぞれを点音源で代表させた後④に示す式によって求めた値を合成した。

$$L' = L_{w0} + 10\log S' + 10\log(Q/4\pi d^2) - R$$

ここに、

L' :予測地点における分割した外壁面からの騒音レベル (dB)

S' :分割面の面積(m^2)

d :外壁から予測地点までの距離(m)

R :遮音壁等による回折減衰(dB) (次式参照)

遮音壁等による回折減衰 (R) は、次の式を用いる。

$$R = \begin{cases} 10\log N + 13 & 1 \leq N \\ 5 + 8\sqrt{N} & 0 \leq N < 1 \\ 5 - 8\sqrt{|N|} & -0.36 \leq N < 0 \\ 0 & N < -0.36 \end{cases}$$

$$N = \delta \times f / 170$$

ここに、

R :回折減衰量 (dB)

N :フレネル数

δ :遮音壁の有無による音の経路差 (m)

f :周波数 (Hz)

④外壁面からの騒音レベルの合成

③で求めた分割した外壁面からの各騒音レベルは次式によって合成した。

$$L_{bo} = 10 \text{Log}_{10} (\sum 10^{L'/10})$$

ここに、

L_{bo} :予測地点での外壁面全体からの騒音レベル (dB)

L' :予測地点における分割した外壁面からの騒音レベル(dB)

⑤騒音レベルの合成

④までで求めた予測地点における騒音レベルと暗騒音レベルの合成音の騒音レベルは次式によって求めた。

$$L = 10 \text{ Log}_{10} (10^{L_{bo}/10} + 10^{L_{ex}/10})$$

ここに、

L : 予測地点での騒音レベル (dB)

L_{bo} : 予測地点での外壁面全体からの騒音レベル (dB)

L_{ex} : 予測地点での暗騒音レベル (dB)

第4項 予測結果

(1)予測条件

影響の予測を図 2-2 に示すとおり、暗騒音レベルに設置される設備が稼働した時の寄与騒音レベルの計算値を加えたものを将来の設備稼働時の騒音レベルとして予測した。

施設の騒音発生源レベルを表 2-6 に、設備配置図を図 2-3 に、計画施設建物の壁等の仕様および透過損失等は表 2-7 に示す。

なお、既存施設の騒音レベルは現地測定結果によるものである。

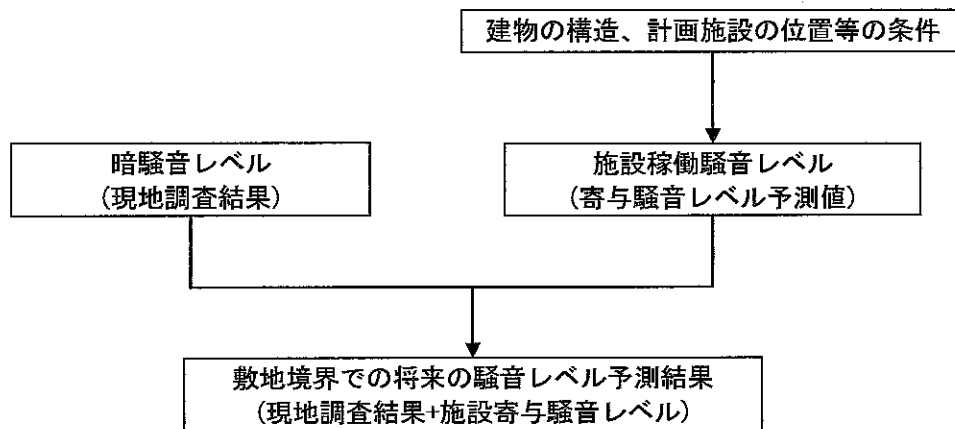


図 2-2 騒音予測の流れ

表 2-6 騒音発生源諸元

	名 称	騒音レベル(dB(A)) (※)
1	BR120T(既存)	93(機側 1.0m)
2	FORUS HB180IV(新規)	78(機側 5.0m)

※既存施設騒音レベルは、現地測定結果、新規施設騒音レベルはメーカー測定値



図 2-3 計画施設等位置図

表 2-7 建物諸元

部位	仕上げ	透過損失 (dB)	吸音率 (注4)
壁	スレート (注1)	22.7	0.08
	扉 (注2)	33.5	0.08
	防音シート (注3)	14.5	0.08
天井	スレート (注1)	22.7	0.08

(注1)小波スレート(6.3)(工場外壁用施工状態) 技報堂出版(騒音制御工学ハンドブック)2001年4月

(注2)鉄板(4.5) 技報堂出版(騒音制御工学ハンドブック)2001年4月

(注3)メーカー資料

(注4)ALCと同等とした 技報堂出版(騒音制御工学ハンドブック)2001年4月

(2) 予測結果

1) 寄与騒音レベル

騒音レベルの予測結果を、表 2-8、図 2-4 に示す。

計画施設が稼動した時の、敷地境界線上の寄与騒音レベルの最大値は 58.8dB(A) となった(敷地境界線西側)。また、その他の敷地境界地点ではそれぞれ 52.0dB(A) から 57.5 dB(A) となった。

表 2-8 計画施設稼動時寄与騒音レベル予測結果

予測評価地点	寄与騒音レベル
敷地境界北側	57.5dB(A)
敷地境界西側	58.8dB(A)
敷地境界東側	52.0dB(A)
敷地境界南側	53.5dB(A)

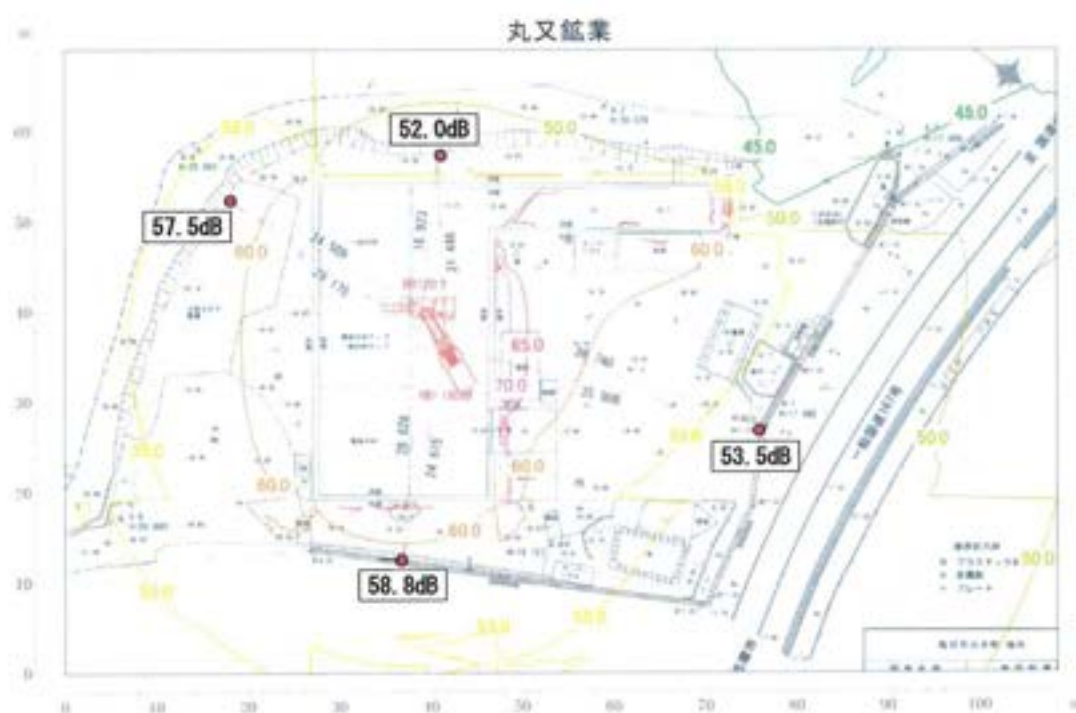


図 2-4 寄与騒音レベル予測結果

2)将来騒音レベル(暗騒音レベルとの合成)

計画施設稼働による寄与騒音レベルと現地調査で得られた暗騒音レベルを加えることで、将来騒音レベルを算出した。

将来騒音レベル計算結果を表 2-9 に示す。算出された将来騒音レベルは、全ての地点で規制基準値以下となる予測結果となった。

表 2-9 将来騒音レベルと規制基準との比較

単位：dB(A)

	寄与騒音レベル (dB(A))	暗騒音レベル (dB(A))	将来騒音レベル (dB(A))	規制基準
敷地境界北側	57.5	37	57.5	60
敷地境界西側	58.8		58.8	
敷地境界東側	52.0		52.1	
敷地境界南側	53.5		53.6	